

石川町第6次総合計画 後期基本計画

— いしかわ幸せ共創プラン —

はじめに

本町では、平成31(2019)年度を初年度とする10年間の総合計画「石川町第6次総合計画」のもと、将来像として掲げる「共に創る 幸せ実現のまち」に向けて、積極的な取組みを推進しています。

これまでの5年間では、「石川町第6次総合計画」における前期基本計画に基づき、道の駅整備事業、新歴史民俗資料館(イシニクル)整備事業、認定こども園整備事業など、本町の更なる発展に向けた大きな取組みに加え、子育て、防災、福祉、教育、その他全ての行政分野において、町民の皆様のニーズを的確に捉えながら、未来を見据えた施策を着実に実践してまいりました。

この度、本町が掲げる将来像の実現に向けて、前期基本計画策定からこれまでの間に大きく変化した本町を取り巻く情勢や、前期基本計画の評価、進捗状況、課題の検証結果を踏まえて、前期計画からの継続性を重視し、継続すべきものは推進、強化するとともに、時代の潮流を捉えた新たな視点からの施策を積極的に取り入れながら、これからの5年間のまちづくりの方針となる後期基本計画を策定いたしました。

少子高齢化や人口減少の急速な進行、頻発・激甚化する自然災害など社会環境が厳しさを増している現在において、持続可能なまちづくりを目指すためには、町民と行政、そして本町に関わる全ての方が一体となった「共創」を一層強力で推し進めていく必要があります。

今後とも、誰もが安心して暮らせる「我が故郷いしかわ」であり続けるために、皆様と一緒に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、町民アンケートや中学生アンケート、若者ワークショップやパブリックコメントなどで数多くの貴重なご意見をお寄せいただきました皆様、ご審議を賜りました石川町振興計画審議会並びに町議会の皆様に心から御礼申し上げます。

令和6(2024)年3月 石川町長

目 次

第Ⅰ編 序論	1
第1章 「石川町第6次総合計画」の構成と期間	2
1. 構成	2
2. 期間	3
3. 進行管理	4
第2章 後期基本計画の基本的な考え方	5
1. 策定趣旨	5
2. 計画の位置づけと方針	5
第Ⅱ編 基本構想	7
第1章 まちの将来像	8
第2章 基本目標と施策	9
1. 基本目標1 健康で元気に暮らせるまち(保健・福祉・医療)	9
2. 基本目標2 活力ある産業を形成するまち(産業・観光)	10
3. 基本目標3 豊かな心・町民文化を育むまち(教育・文化・スポーツ)	11
4. 基本目標4 安全で住みよいまち(防災・生活環境)	12
5. 基本目標5 都市機能が充実したまち(生活基盤)	13
6. 基本目標6 共に創るまち(地域自治・行政運営)	14
第3章 重点項目	15
1. 趣旨	15
2. 数値目標	15
3. 重点項目(人口減少対策、町民の安心安全の確保)	16
4. 後期基本計画とSDGs(持続可能な開発目標)の一体的推進	24
第Ⅲ編 後期基本計画	27
第1章 基本計画	28
1. 基本目標1 健康で元気に暮らせるまち(保健・福祉・医療)	28
2. 基本目標2 活力ある産業を形成するまち(産業・観光)	42
3. 基本目標3 豊かな心・町民文化を育むまち(教育・文化・スポーツ)	52
4. 基本目標4 安全で住みよいまち(防災・生活環境)	64
5. 基本目標5 都市機能が充実したまち(生活基盤)	71
6. 基本目標6 共に創るまち(地域自治・行政運営)	82
資料編	93
1. 策定体制	94
2. 石川町振興計画審議会への諮問及び答申	95
3. 策定経過	97
4. 若者ワークショップの実施	98
5. パブリックコメント(意見公募)の実施	100
6. アンケートの実施	100

第 I 編 序論

第1章 「石川町第6次総合計画」の構成と期間	2
1. 構成	2
2. 期間	3
3. 進行管理	4
第2章 後期基本計画の基本的な考え方	5
1. 策定趣旨	5
2. 計画の位置づけと方針	5

第1章 「石川町第6次総合計画」の構成と期間

「石川町第6次総合計画」は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造で構成しており、基本構想の計画期間を10年間、基本計画の計画期間を前期・後期に分割し、それぞれ5年間としています。後期基本計画は、基本構想の理念のもと、前期基本計画の5年間における社会経済状況の変化に適切に対応できるよう、新たな取組方針を定めたものです。

また、計画期間を3年間とする実施計画は、毎年度事業の見直しを行うローリング作業を実施し、より実践的な計画とするとともに、適切な進行管理を行っています。

1. 構成

(1) 基本構想

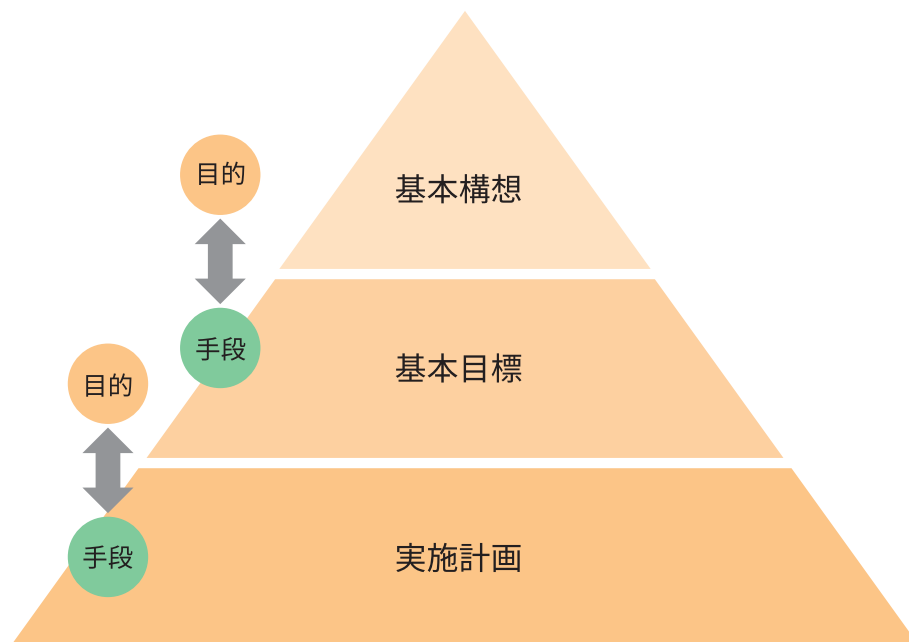
まちの将来像やまちづくりの基本方針を示したものです。

(2) 基本計画

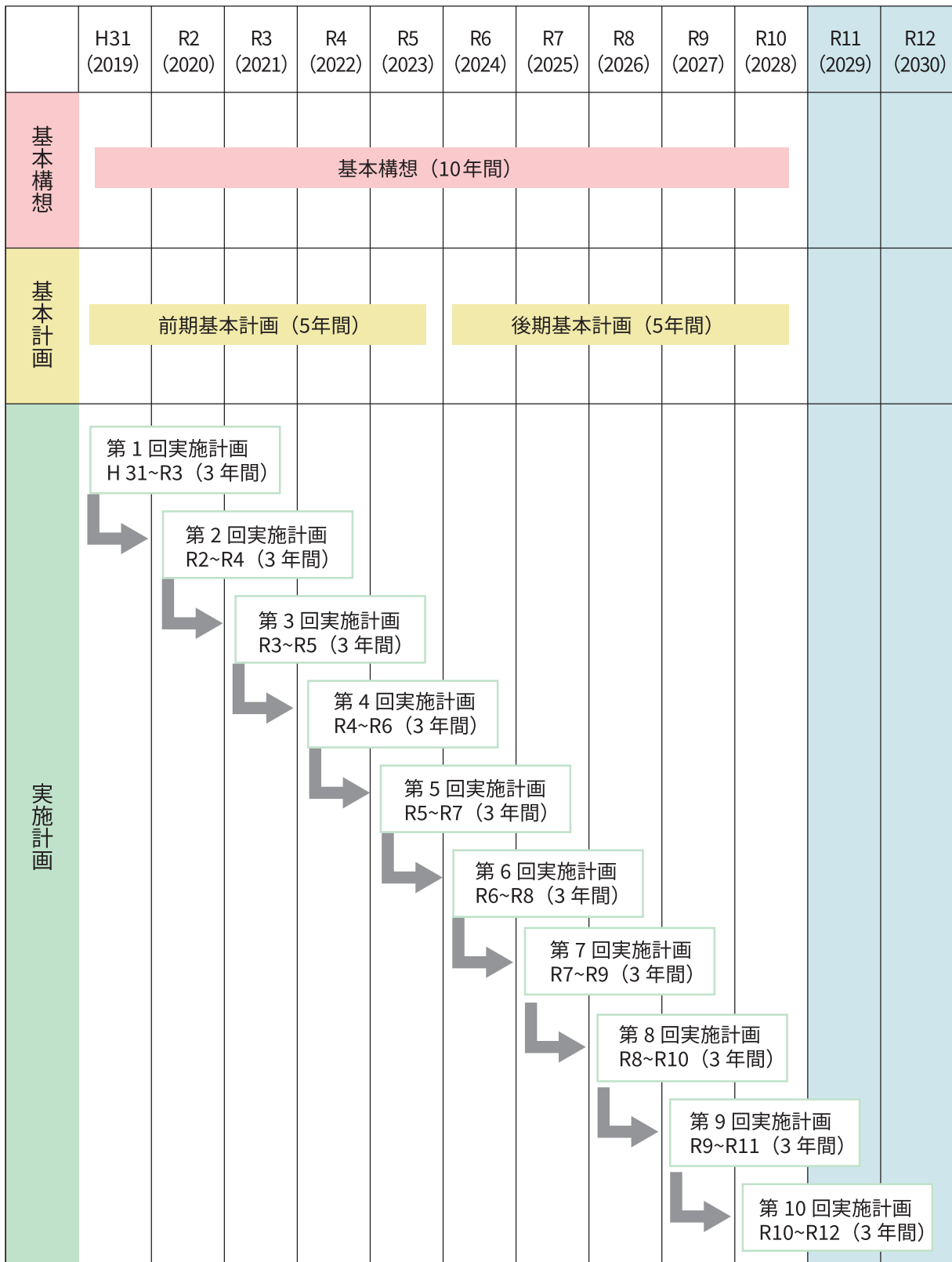
基本構想に掲げるまちの将来像を実現するため、基本構想で示した施策体系に基づき、施策に対する「現状（取組）と課題」、課題解決に向けた取組方針としての「施策の方向」、具体的な施策内容である「施策の概要」などを示しています。

(3) 実施計画

基本計画で示した施策を実施するための事業内容を示したもので、実施時期や財源の裏づけを伴う具体的な計画です。



2. 期間



3. 進行管理

まちの将来像を実現するためには、基本計画に掲げる施策や事業を着実に実行するとともにその成果を検証し、必要に応じて事業内容を見直していくことが必要です。

本計画においては、政策評価、事務事業評価に加え、K P I（重要業績評価指標）を設定し、その達成状況や各施策のもとで取り組む事業の進捗状況について、P D C Aサイクルによる評価を行うことで実効性の高い計画とします。



第2章 後期基本計画の基本的な考え方

1. 策定主旨

平成31年3月に「石川町第6次総合計画」を策定し、「共に創る 幸せ実現のまち」を本町の将来像と定め、その実現に向け、前期基本計画に基づいた各施策を総合的かつ計画的に進めてきました。令和5年度末をもって前期基本計画が期間満了となることから、本町を取り巻く情勢の変化に適切に対応するとともに、令和6年度以降の5年間において取り組むべき各分野の施策の方向性を明らかにするため、後期基本計画を策定しました。

2. 計画の位置づけと方針

(1) 計画の位置づけ

「石川町第6次総合計画」は、本町におけるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための最上位計画です。

まちづくりにおいては、町民、行政、企業や地域、各種団体が協働していくことが重要であり、後期基本計画においても、町民と行政のそれぞれの役割分担を地域全体で共有しながら、まちの将来像の実現を目指す計画としています。

(2) 計画の方針

前期基本計画の基本構想で掲げた基本目標や施策（体系）を継承しながら、町民の皆様の意見を広く伺い、町民ニーズを後期基本計画に反映させました。

また、前期基本計画策定からこれまでの間に大きく変化した本町を取り巻く情勢や、前期基本計画の評価、進捗状況、課題の検証結果を踏まえて、前期計画からの継続性を重視し、継続すべきものは推進、強化するとともに、時代の潮流を捉えた新たな視点からの施策を積極的に取り入れながら後期基本計画を策定しました。

策定するにあたっては特に次の5項目の視点を重視しました。

① 町民参加

町民ニーズ把握、町政参画促進、策定過程における透明性確保に資するよう、町民参加の機会を確保した上で計画を策定しました。

特に、次代を担う若年者の意見を計画に盛り込むため、若者ワークショップや中学生アンケートなどを実施し若年世代の参画機会を十分に確保するよう努めました。

② 前期基本計画からの継続性

前期基本計画の評価、進捗状況、課題を検証し、これまでの取組をできる限り継続し、一貫性のある計画としました。

③ 時代に即応した計画

SDGs（持続可能な開発目標）17の目標と関連付けた計画としました。また、自治体DXの取り組みとしてデジタル技術やAIを活用した町民利便性向上や業務効率化など、社会情勢を把握・分析し、時代の変化に柔軟に対応できるような計画としました。

④ 実効性と実現性の確保

人口減少、少子高齢化の影響や財政状況を十分に考慮し、事業の実効性と施策の実現性を確保した計画としました。

⑤ わかりやすい計画

行政運営の目標を示すだけでなく、町民と行政が課題や方向性を共有しまちづくりを進めていくための計画であることから、町民の目線に立ったわかりやすい内容や表現に努めました。

SDGs（持続可能な開発目標）は、2030年までに達成すべき世界共通の目標として、2015年に国連で採択されました。「世界中の誰一人取り残さない」をキーワードに、貧困、健康と福祉、気候変動など、17のゴールが設定されています。

本計画においてSDGsの理念を取り入れ、施策とSDGsの関係を明示し、積極的な事業展開を図っていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第Ⅱ編 基本構想

第1章 まちの将来像	8
第2章 基本目標と施策	9
1. 基本目標1 健康で元気に暮らせるまち(保健・福祉・医療)	9
2. 基本目標2 活力ある産業を形成するまち(産業・観光)	10
3. 基本目標3 豊かな心・町民文化を育むまち(教育・文化・スポーツ)	11
4. 基本目標4 安全で住みよいまち(防災・生活環境)	12
5. 基本目標5 都市機能が充実したまち(生活基盤)	13
6. 基本目標6 共に創るまち(地域自治・行政運営)	14
第3章 重点項目	15
1. 趣旨	15
2. 数値目標	15
3. 重点項目(人口減少対策、町民の安心安全の確保)	16
4. 後期基本計画とSDGs(持続可能な開発目標)の一体的推進	24

第1章 まちの将来像

共に創る 幸せ実現のまち

本町はこれまで、東日本大震災や令和元年東日本台風からの復興、新型コロナウイルス感染症などの未曾有の課題に対し、町民が一丸となって取り組んできました。

また、長い年月をかけて創り上げられてきた、豊かな自然や歴史文化資源を受け継ぐ郷土愛とともに、時代の変化を的確に捉え、その変化に対し柔軟に対応できる適応力を育んできました。

人口減少と少子高齢化が加速化する状況において、量から質への転換を意識したまちづくりが求められています。誰もが安全で安心で、生き生きとした生活を送り、「生まれてよかった」、「暮らしてよかった」と一人ひとりが「幸せ」を実感できる未来を実現するため、まちづくりの主体である町民をはじめ、事業者、行政、本町に関わる全ての人による「共創」をこれまで以上に推し進めます。

第2章 基本目標と施策

1. 基本目標1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療）

子どもから高齢者までの全ての世代が、性や障がいに関わらず、共に生きる安全安心な地域をめざして、一人ひとりの人権を守り、保健、福祉、医療の向上に努めます。特に、子育て環境の整備、働く人の健康増進、高齢者・障がい者の自立支援、医療体制の確保を進めます。

〔7施策〕

1-1 地域福祉の推進

全ての人自分らしく暮らせる福祉社会の形成を図るため、人と人を結びつける見守りや支え合いの強化と尊厳を保ちながら安心して暮らせる制度の構築・活用を推進します。

1-2 児童福祉の充実

子どもの成長を育む環境を充実し、子育てに誇りや喜びを感じることができるよう、妊娠・出産から児童期まで切れ目ない支援体制の充実を図ります。また、援助を必要とする家庭等の自立を支援します。

1-3 保健・医療の充実

町民の健康意識を高め、自ら健康づくりの実践ができるよう支援するとともに、疾病予防や感染症対策を推進し、健康寿命の延伸に努めます。また、妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援体制の充実を図ります。更に、適切な地域医療体制の整備を進めます。

1-4 障がい者福祉の充実

障がいのある人が地域での共生と自立を目指し、社会参加の機会の確保・適切なサービスの提供、社会的障壁を取り除き、総合的かつ計画的な支援体制の整備を推進します。

1-5 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、住まい・生活支援・予防・医療・介護が包括的に提供される地域包括ケアシステムの整備を推進します。

1-6 人権尊重・権利擁護の推進

誰もが性別、年齢、職業、身体的状況、国籍などにかかわらず、全ての人が個人として尊重され、能力・個性を十分に発揮できる社会の実現を目指し、意識の啓発を進めるとともに、被害者等への支援体制の整備を推進します。

1-7 保険制度

町民が生涯をとおして健康でいきいきと暮らせるよう、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度の安定的な運営に努めます。

2. 基本目標2 活力ある産業を形成するまち（産業・観光）

新たな担い手の確保及び経営所得の向上を目指すとともに、消費者のニーズに柔軟に対応できる産業の育成を推進し、活気あふれるまちづくりを目指します。

〔4施策〕

2-1 農林業の振興

地域の特性・利点を活かした良質で安全な農産物等の産地形成を推進するとともに、農地の利用集積による経営の合理化を推進し、希望の持てる農林業の振興を目指します。

2-2 商工業の振興

まちの賑わいづくりや中小企業者の経営支援に取り組むほか、創業支援により新たな活力の創出を目指します。

2-3 雇用の創出

企業誘致の推進や立地企業の育成支援により、雇用の創出を図るとともに、キャリア教育を推進し、若者の就業を支援します。

2-4 観光の振興

観光資源の魅力向上と効果的な情報の発信によって、通年での観光誘客を促進し、交流人口の拡大を目指します。

3. 基本目標3 豊かな心・町民文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）

新しい時代や社会の変化の中で創造性を発揮し、互いに助け合い協力し合う心豊かな人材の育成を図ります。

また、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習の充実と文化、芸術、スポーツの推進を図るとともに、地域の歴史、文化、自然景観の保護・活用を図り、郷土を愛する心の醸成を図ります。

〔6 施策〕

3-1 生涯学習の推進

町民一人ひとりが、生涯にわたり「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学ぶことができる環境づくりに努めるとともに、町民がいきいきと心豊かな生活ができるまちづくりを進めます。

3-2 社会教育の充実

青少年が心身ともに健やかに育つよう、家庭・学校・地域の教育力の向上を図ります。

また、町民が交流し互いに高め合うことができる場の提供に努めるとともに、地域を担う人材の育成を図ります。

3-3 学校教育の充実

石川町の次代を担う創造力ある人材の育成を目指すため、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を図るとともに、町内各校や家庭、地域と連携しながら、地域とつながる学校教育の推進に努めます。

また、児童生徒数の推移等を見据えながら、計画的な施設整備に努めます。

3-4 文化の振興と歴史資源の継承

町民の文化活動を支援するとともに、文化活動とその成果がより広がり、高まっていくための環境づくりを行います。また、郷土の貴重な文化財の保存・活用に努め、先人が残した歴史資源を継承していきます。

3-5 鉱物の保存・活用

日本三大ペグマタイト鉱物産地の1つに数えられる、本町の鉱物資源の保存と活用を図るとともに、郷土教育の一環として地学教育の普及に努めます。

3-6 スポーツの振興

町民一人ひとりがスポーツを通して健康の増進や体力の向上を図り、町民がいきいきと心豊かな生活ができるように進めていきます。

4. 基本目標4 安全で住みよいまち（防災・生活環境）

安全・安心で快適に暮らせる環境づくりを進め、人にも、地球にもやさしいまちづくりを目指します。

〔4施策〕

4-1 消防・防災対策の充実

町民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実を図る事とあわせて、大規模な災害などに備えた防災対策に努めるとともに、地域の実情に即した対策を推進し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

4-2 交通安全・防犯対策の充実

日常生活における安心と安全を確保するため、犯罪や、交通事故のない地域を目指した町民一人ひとりの意識の高揚を図り、地域住民や、関係機関との連携による犯罪のない、明るいまちづくりを目指します。

4-3 脱炭素・循環型社会の形成

環境に配慮する行動と意識の高揚を図り、脱炭素化社会の実現を目指すとともに、豊かな自然を次世代に残せるよう水環境をはじめとした環境保全に努め、ゴミの減量化や分別、資源の有効活用など地球温暖化対策にも積極的に取り組みます。

4-4 放射能対策の推進

低線量被ばくや長期化する福島第一原子力発電所の廃炉問題など、放射能に対する不安払拭のため、引き続き対策を講じていく必要があります。

今後も、放射線に関する正確な情報を迅速に伝えることに努めます。

5. 基本目標5 都市機能が充実したまち（生活基盤）

緑豊かな自然環境と、限りある資源を活かした都市機能の推進を図り、機能的で快適な生活環境づくりを目指します。

〔6 施策〕

5-1 土地利用の推進

地域の重要な資源である自然と景観に配慮し、快適で安全な住環境の構築と持続性のあるまちづくりを目指します。あわせて、高齢化、人口減少社会の変化に対応した都市基盤のあり方を検討し、機能的かつ効率的な土地利用を図ります。

5-2 生活道路の充実

幹線道路や地域間を結ぶ生活道路の整備を進めると共に老朽化が進んでいる道路や橋梁の修繕を図り、安全で快適な道路交通の確保に努めます。あわせて、地域住民との協働による道路の環境整備を図ります。

5-3 河川環境整備の推進

災害に備えて河川の改修工事を進めるとともに、町内を流れる河川沿いには、桜並木と公園があり、身近な公園として親しまれ、四季を通じて美しい景観を見させていることから、自然環境に配慮した環境整備を協働により進めます。

5-4 住環境の整備

定住促進を図るために、誰もが住みやすい住まいづくりの推進や災害に強い住環境づくりに努めると共に町営住宅の整備による安定した住宅の供給を図ります。

5-5 上水道の整備

安全安心な水道水の安定的な供給のため、浄水場の更新も含め、非耐震・老朽施設の更新を図り、あわせて、給水区域の見直し及び水道料金の見直しを図ります。

5-6 公共交通網の整備

本町の公共交通における課題を解決し、将来的に持続可能な公共交通を維持・確保するため、みんなが主役となり、町民協働による持続可能な交通まちづくりを目指します。

6. 基本目標6 共に創るまち（地域自治・行政運営）

町民と行政が、それぞれの立場で役割と責任を担い、郷土への愛着や誇りを実感できる地域づくりを進めます。

〔6施策〕

6-1 協働によるまちづくりの推進

それぞれの地域における歴史や地理的条件を踏まえ、地区まちづくり計画の策定を通じて浮き彫りになった課題や改善点の解消に向けて、町は全課体制で相談に応じ、積極的に支援していきます。

また、自治センターや自治協議会の活性化に向けて職員のスキルアップをはかるほか、人的支援を行います。

6-2 効率的な行財政運営

「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを真に追求し、住民福祉の増進を図るとともに、町の将来を想像しながら的確な行財政運営に努めます。

6-3 広域行政・地方分権

社会情勢の変化や、日常生活圏の拡大等により多様化、高度化する広域的課題に対し、周辺市町村との連携に取組み、広域行政、地方分権の推進を図ります。

6-4 デジタル化の推進

行政情報の多様化・高度化を推進し、日常生活の利便性を高め、町民の皆さんが住みやすいまちづくりを目指します。

6-5 町民参加

行政情報を分かりやすく町民の皆さんに伝えるとともに、町政懇談会等の広聴活動を進め、町民参加のまちづくりを目指します。

6-6 まちなか再生の推進

人と人が交流する重要な場所であるまちなかで、イベントやコミュニティ活動などを、町民、事業者、行政が、官民協働・公民連携の持続可能なまちづくりを実施することにより、活力と賑わいのあるまちなかを実現するための事業を推進します。

第3章 重点項目

本町が目指す将来像の実現に向けて、前期基本計画で掲げた「重点項目」を後期基本計画に継承し、人口減少対策と町民の安心安全の確保に向け、各部局が連携して横断的にその取り組みを推進します。

1. 趣旨

加速化する人口減少への対策、大規模な自然災害から得た経験に基づく安心安全の確保等、町の将来を左右する課題に対し、重点的に取り組んでいくため、「子育て」、「防災」、「定住・移住」、「交流人口」、「共に創る（対話）」の5つの重点項目を掲げ、6つの基本目標の関連項目を重点政策パッケージとして位置づけ、取り組みを推進していきます。

重点項目の達成状況は、事務事業評価と、各種統計数値により評価を行い、客観的、相対的な視点を取り入れ、実効性の見える化を図ります。

実施計画に基づく事務事業については、KPI（重要業績評価指標）により、事業の進捗状況を数値的に判断し、事務事業評価を実施します。

2. 数値目標

数値目標	計画時 H31(2019)	現状値 R5(2023)	後期目標値 R10(2028)
合計特殊出生率	1.46	0.97	1.80
転出超過数	137	49	40

3. 重点項目（人口減少対策、町民の安心安全の確保）

【重点項目1】子育て

主な施策

基本目標1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療）

1-2 児童福祉の充実

子育て支援体制の充実
子育て家庭への経済的支援
地域における子育て支援

1-3 保健・医療の充実

妊娠・出産・育児に関する相談支援機能の充実
感染症予防
医療体制の整備

基本目標3 豊かな心・町民文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）

3-1 生涯学習の推進

図書利用環境の充実

3-2 社会教育の充実

家庭教育の推進と充実

3-3 学校教育の充実

確かな学力の育成
豊かな心と健やかな体の育成
教師の指導力の向上と教育活動の充実
学校環境の整備

基本目標5 都市機能が充実したまち（生活基盤）

5-4 住環境の整備

移住・定住促進に向けた住まいづくり

基本目標4 安全で住みよいまち（防災・生活環境）

4-1 消防・防災対策の充実

予防体制の確立
消防力の強化
防災対策の充実

4-2 交通安全・防犯対策の充実

交通安全対策の充実
防犯対策の充実

基本目標5 都市機能が充実したまち（生活基盤）

5-2 生活道路の充実

道路改良・舗装工事の推進

5-3 河川環境整備の推進

河川堆砂の除去
協働による河川環境の整備

5-4 住環境の整備

暮らしの安全・安心を支える住まいづくり

5-5 上水道の整備

老朽施設の更新

基本目標6 共に創るまち（地域自治・行政運営）

6-3 広域行政・地方分権

広域行政の推進

6-4 デジタル化の推進

地域デジタル化の推進
行政デジタル化の推進

基本目標1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療）

1-2 児童福祉の充実

子育て支援体制の充実
子育て家庭への経済的支援
地域における子育て支援

1-3 保健・医療の充実

妊娠・出産・育児に関する相談支援機能の充実
感染症予防
医療体制の整備

基本目標2 活力ある産業を形成するまち（産業・観光）

2-1 農林業の振興

多様な担い手の育成・確保

2-2 商工業の振興

商業活性化の推進
中小企業者の経営基盤の強化

2-3 雇用の創出

企業立地の推進
就業の支援

基本目標5 都市機能が充実したまち（生活基盤）

5-4 住環境の整備

移住・定住促進に向けた住まいづくり

基本目標2 活力ある産業を形成するまち（産業・観光）

2-1 農林業の振興

多様な担い手の育成・確保
道の駅の整備

2-2 商工業の振興

商業活性化の推進

2-4 観光の振興

観光資源の発掘・創出と活用
地域商社の創業

基本目標3 豊かな心・町民文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）

3-4 文化の振興と歴史資源の継承

芸術・文化の振興
文化財の保存と活用

3-5 鉱物の保存・活用

鉱物館の整備の検討

3-6 スポーツの振興

スポーツの推進

基本目標6 共に創るまち（地域自治・行政運営）

6-1 協働によるまちづくりの推進

地区まちづくりの推進
推進体制の整備

6-6 まちなか再生の推進

まちなかの拠点づくり
まちなかの賑わいづくり

基本目標1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療）

1-1 地域福祉の推進

地域福祉推進体制の強化
住民にわかりやすい相談窓口の設置と活用促進

1-6 人権尊重・権利擁護の推進

人権尊重
権利擁護

基本目標3 豊かな心・町民文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）

3-1 生涯学習の推進

生涯学習の振興と充実

3-2 社会教育の充実

社会教育の推進と充実
家庭教育の推進と充実
男女共同参画社会の形成

基本目標4 安全で住みよいまち（防災・生活環境）

4-1 消防・防災対策の充実

予防体制の確立
防災対策の充実

4-2 交通安全・防犯対策の充実

防犯対策の充実
地域防犯意識の強化

基本目標6 共に創るまち（地域自治・行政運営）

6-1 協働によるまちづくりの推進

地区まちづくりの推進
情報の収集発信

6-2 効率的な行財政運営

窓口サービスの充実

6-5 町民参加

広聴の充実
町民協働型まちづくりの推進

《人口減少対策、町民の安心安全の確保》重点政策パッケージ

〔基本目標〕	【重点項目】	【重点項目 1】 子育て	【重点項目 2】 防災
〔基本目標 1〕 健康で元気に暮らせるまち (保健・福祉・医療)		1-2 児童福祉の充実 1-3 保健・医療の充実	
〔基本目標 2〕 活力ある産業を形成するまち (産業・観光)			
〔基本目標 3〕 豊かな心・町民文化を育むまち (教育・文化・スポーツ)		3-1 生涯学習の推進 3-2 社会教育の充実 3-3 学校教育の充実	
〔基本目標 4〕 安全で住みよいまち (防災・生活環境)			4-1 消防・防災対策の充実 4-2 交通安全・防犯対策の充実
〔基本目標 5〕 都市機能が充実したまち (生活基盤)		5-4 住環境の整備	5-2 生活道路の充実 5-3 河川環境整備の推進 5-4 住環境の整備 5-5 上水道の整備
〔基本目標 6〕 共に創るまち (地域自治・行政運営)			6-3 広域行政・地方分権 6-4 デジタル化の推進

【重点項目3】 定住・移住	【重点項目4】 交流人口	【重点項目5】 共に創る(対話)
1-2 児童福祉の充実 1-3 保健・医療の充実		1-1 地域福祉の推進 1-6 人権尊重・権利擁護の推進
2-1 農林業の振興 2-2 商工業の振興 2-3 雇用の創出	2-1 農林業の振興 2-2 商工業の振興 2-4 観光の振興	
	3-4 文化の振興と歴史資源の継承 3-5 鉱物の保存・活用 3-6 スポーツの振興	3-1 生涯学習の推進 3-2 社会教育の充実
		4-1 消防・防災対策の充実 4-2 交通安全・防犯対策の充実
5-4 住環境の整備		
	6-1 協働によるまちづくりの推進 6-6 まちなか再生の推進	6-1 協働によるまちづくりの推進 6-2 効率的な行財政運営 6-5 町民参加

4. 後期基本計画とSDGs(持続可能な開発目標)の一体的推進

持続可能な社会構築に寄与するため、後期基本計画の施策とSDGsの17の目標を関連付けることにより、まちづくりと一体的にSDGsを推進します。

施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
1-1. 地域福祉の推進	●	●	●	●	●	●	●
1-2. 児童福祉の充実	●	●	●	●	●		
1-3. 保健・医療の充実	●	●	●				
1-4. 障がい者福祉の充実	●			●	●		
1-5. 高齢者福祉の充実	●		●				
1-6. 人権尊重・権利擁護の推進	●				●		
1-7. 保険制度			●		●		
2-1. 農林業の振興	●	●			●	●	
2-2. 商工業の振興	●						
2-3. 雇用の創出	●			●	●		
2-4. 観光の振興							
3-1. 生涯学習の推進				●	●		
3-2. 社会教育の充実				●	●		
3-3. 学校教育の充実				●	●		
3-4. 文化の振興と歴史資源の継承				●			
3-5. 鉱物の保存・活用				●			
3-6. スポーツの振興			●				
4-1. 消防・防災対策の充実		●					
4-2. 交通安全・防犯対策の充実			●				
4-3. 脱炭素・循環型社会の形成			●			●	●
4-4. 放射能対策の推進			●				
5-1. 土地利用の推進							
5-2. 生活道路の充実			●				
5-3. 河川環境整備の推進						●	
5-4. 住環境の整備	●		●				●
5-5. 上水道の整備			●			●	
5-6. 公共交通網の整備			●				
6-1. 協働によるまちづくりの推進					●		
6-2. 効率的な行財政運営							
6-3. 広域行政・地方分権							
6-4. デジタル化の推進					●		
6-5. 町民参加							
6-6. まちなか再生の推進							

8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
●		●	●					●	●
●		●	●					●	●
		●	●						●
●		●	●					●	●
		●	●						●
		●						●	●
		●							●
●		●	●	●	●		●		●
●	●								●
●									●
●				●					●
		●	●						●
									●
			●						●
			●						●
			●						●
			●		●				●
			●						●
			●	●	●	●	●		●
			●	●					●
●			●						●
	●		●						●
			●		●				●
			●						●
			●		●				●
			●						●
			●						●
			●						●
			●						●
	●		●						●
			●					●	●
			●						●

第Ⅲ編 後期基本計画

第1章 基本計画	28
1. 基本目標1 健康で元気に暮らせるまち(保健・福祉・医療)	28
2. 基本目標2 活力ある産業を形成するまち(産業・観光)	42
3. 基本目標3 豊かな心・町民文化を育むまち(教育・文化・スポーツ)	52
4. 基本目標4 安全で住みよいまち(防災・生活環境)	64
5. 基本目標5 都市機能が充実したまち(生活基盤)	71
6. 基本目標6 共に創るまち(地域自治・行政運営)	82

第1章 基本計画

基本目標1 健康で元気に暮らせるまち（保健・福祉・医療）

1-1

地域福祉の推進

全ての人自分らしく暮らせる福祉社会の形成を図るため、人と人を結びつける見守りや支え合いの強化と尊厳を保ちながら安心して暮らせる制度の構築・活用を推進します。

前期の取組

- ◇ 社会福祉協議会や、生活困窮者自立支援事業による県の生活自立サポートセンターと連携し、生活困窮者等からの相談内容に応じて必要とする支援等を行いました。
- ◇ 高齢者サロンや地域包括支援センター事業のほか、高校生を対象に、契約トラブルや商品、サービスの不具合など、消費生活に関するトラブルを防止する目的で出前講座を開催し、消費者が安心して健全な消費生活を送れるよう支援を行うと併せて、電話、対面による相談窓口を開設し、消費者サポートの充実に努めました。

今後の課題

少子高齢化や核家族化、生活不安の増大や価値観の多様化を背景に、地域での交流の希薄化・消極化が問題となっています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉ネットワーク活動の要である、対面による見守りや支え合いの取り組みが制限されてきたことから、地域のつながりの希薄化が一層進行しています。今後は、これらの地域福祉ネットワークの再構築に加えて、支え手の確保に向けて若い世代の理解と参画を促していく必要があります。

施策の方向

地域においてそれぞれの立場で、支え合いながら暮らしていけるよう、地域福祉ネットワーク活動の再構築に取り組みます。複雑化・複合化する地域課題に対し、高齢者や社会的弱者等が孤立しないで生活できるよう、地域福祉への理解を深めるとともに地域福祉の推進体制の充実を図ります。

施策の概要

(1) 地域福祉推進体制の強化

高齢化や人口減少により、地域の中での見守り・支え合いのニーズが高まることを住民とともに考え、一人ひとりが可能な関わり方や支援方法で地域活動の一員になれる地域を目指します。多様化し増大する福祉ニーズに対応するため地域福祉活動の中心である社会福祉協議会との協働を強化するとともに、各関係機関が相談や通報に迅速かつ的確に対応できるよう連携を推進します。

(2) ボランティア活動の推進

住民へのボランティアセンターの周知を強化し、活動したい方が希望する活動ができるように養成講座の開催、ボランティアポイント事業の整備を進めます。

また、ボランティア活動に携わる人材の発掘を強化するため、生活支援コーディネーターや各地区福祉部会との連携を強化します。

(3) 生活援護

生活困窮者の早期自立を支えるために、住民に分かりやすく、安心して相談できる相談窓口を整備します。生活困窮者自立支援制度を活用し、関係機関との連携による支援体制づくりを目指します。

(4) 消費生活の向上

高齢者、障がい者、児童及び生活困窮者などの社会的弱者が気軽に安心して利用できる相談窓口を設置し、必要な支援を一体的に行えるよう関係機関との連携を強化します。

また、自立支援や尊厳維持の理解を深めるとともに、各種制度の活用促進のため、啓発・周知を強化します。

児童福祉の充実

子どもの成長を育む環境を充実し、子育てに誇りや喜びを感じることができるよう、妊娠・出産から児童期まで切れ目ない支援体制の充実を図ります。

また、援助を必要とする家庭等の自立を支援します。

前期の取組

- ◇ 保育施設再編整備計画に基づき野木沢保育所、沢田児童館を閉鎖した一方で、民間の小規模保育事業所が1施設開園しました。また、多様な保育ニーズに対応するためファミリーサポートセンター事業を実施しました。
- ◇ モトガッコには児童クラブ室、赤ちゃん広場・屋内遊び場及び屋外遊び場を整備しました。
- ◇ 経済的支援として、新生児誕生祝金の増額、3歳児以上の保育料無償化、副食費の補助等を行いました。
- ◇ 子育て世代包括支援センターを役場本庁舎に移転させ、その機能を強化したことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行うことができました。

今後の課題

共働き世帯の増加、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、子育てを取り巻く環境の変化を背景に、0歳児から3歳未満児の保育や放課後の子どもの預かりなどの住民ニーズが高まっています。

町立認定こども園の開園により保育サービスの充実を図っていくことに加えて、児童クラブの更なる機能強化が求められています。

施策の方向

子どもの心身の健全な発育を促し、子どもの自立、権利の尊重、擁護の環境をつくるため、家庭、地域、行政において更なる連携を図ります。

また、子育てに関してのさまざまな悩みや不安を解消するため、こども家庭センターを設置し、保健師などによる子育てに関する相談・支援体制を強化するとともに、子育てに関する情報を分かりやすく発信します。

更に、赤ちゃん広場・屋内遊び場及び開園予定の認定こども園において子育て等に関する相談・援助を行うことで、子育て環境の充実を図ります。

施策の概要

(1) 親と子の健康づくり

子どもの健やかな成長を促すために、親自身の健康と意識を高め、更に、食育・歯科保健事業など保健センター、保育所、認定こども園、小学校等の関係機関と積極的に連携を図り、健康づくりを進めます。また、各種健診・健康教室・相談などによる母子の健康管理を支援するため、健診アプリによる情報発信や問診票への事前入力等デジタルサービスの導入に積極的に取り組みます。

(2) 子育て支援体制の充実

こども家庭センターの設置により妊娠期から子育て期における育児不安や負担を感じやすい時期に、専門職による子育て相談の機会を切れ目なく提供できるよう、相談・支援体制の強化を図ります。

また、町立認定こども園の整備により、保育サービスの充実を図るとともに、児童クラブ及びファミリーサポートセンターの機能強化を図ります。

(3) 子育て家庭への経済的支援

少子化を招いている要因のひとつである経済的負担を減らすため、新生児誕生祝金や児童手当等の支給、保育施設の給食費の補助、医療費の助成等を行うとともに、これら制度の情報提供に努めます。

(4) 地域における子育て支援

共働き世帯の増加や核家族化など子育て環境が多様化する中で、家庭における子育てを支援するとともに、家庭の役割や責任を啓発します。

また、子育てボランティアの支援と育成、子ども食堂の普及などを地域社会、企業の理解と協力を得ながら進めます。

(5) 子どもの健全育成と教育

石川町子どもの権利条例を制定し、子どもが住民に見守られ健やかに成長できる地域づくりを推進します。特定妊婦や支援を必要とする親子、児童虐待に対しては、こども家庭センターの機能を活かし、予防的支援に取り組みます。

また、石川町要保護児童対策地域協議会の定期開催による連携強化に努めながら、保護者支援を充実させます。

保健・医療の充実

町民の健康意識を高め、自ら健康づくりの実践ができるよう支援するとともに、疾病予防や感染症対策を推進し、健康寿命の延伸に努めます。

また、妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援体制の充実を図ります。

更に、適切な地域医療体制の整備を進めます。

前期の取組

◇ 産前・産後・育児期の親子の健康不安の解消に向けて、産婦人科医・小児科医・助産師によるオンライン相談事業を開始し、不足する地域医療体制の補完に努めました。

◇ 特定健康診査及びがん検診事業で、事前予約制を取り入れ健診当日の混雑緩和や待ち時間の短縮を図り、住民にとって受けやすい健診体制の構築に努めました。

◇ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による、高齢者サロンへの講師派遣等でフレイル予防の取り組みを行いました。

◇ 救急医療体制の充実を図るため、石川町渡里沢地内にドクターヘリポートを整備しました。

今後の課題

医師不足など医療体制への不安が高まっていることから、二次医療圏の関係機関との連携協定の推進に加えて、乳幼児健診等において小児科などの専門医の診断が受けられる体制の整備が求められています。

また、オンラインを活用した医療相談サービスの登録者数増加に向けた周知が課題となっています。

健康診査の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、低下傾向で推移していることから、受診の重要性や予約制のメリットなどを周知することにより受診率を上昇させていく必要があります。

施策の方向

全ての町民が健康で暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」を基本に、健康に対する意識を高め、積極的に健康づくりに取組める環境づくりや健康診査が受診しやすい体制を維持し、生活習慣病等の予防を図り、健康寿命の延伸を目指します。更に、誰もが安心して適切な医療を受けることができるよう、医療体制の整備を図ります。

また、保健、医療体制を整備することにより、誰もが住みやすいまちを目指します。

施策の概要

(1) 妊娠・出産・育児に関する相談支援機能の充実

子ども家庭センターを核とし、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの相談支援等を行う機能（母子保健機能）と特定妊婦や支援が必要な児童、多様な家庭環境下で子育てをしている保護者に対する支援（児童福祉機能）体制の充実を図ります。

(2) 健康づくりの推進

特定健康診査及びがん検診の実施と受診率向上を図り、増加している糖尿病や高血圧の早期発見と生活習慣改善のための啓発を強化することにより将来の介護予防につながる取り組みを強化します。

また、住民自らが地域の中で、健康づくりに積極的に取り組み、交流することができる環境の整備に努めます。

(3) 感染症予防

医療機関や保育、教育機関と連携し、感染症の予防、発生と蔓延防止のため、定期予防接種の受診勧奨の強化を図ります。更に、国県の状況を見極め、任意予防接種について経済的負担の軽減を図ります。

(4) こころの健康支援

こころの健康、精神疾患についての理解を深めるため、正しい情報の提供や啓発活動を行います。更に、ゲートキーパー養成講座の開催、専門医による個別相談会などを実施し、こころの健康に対する関心を高め、支え合える体制づくりに努めます。

(5) 医療体制の整備

地域医療体制を整備するため、病院及び診療所等の新設や維持を支援するとともに、不足する診療科等の医療の確保に努めます。

また、関係機関との連携を強化し、広域での医療体制整備や救急医療の持続的利用ができるよう努めます。

(6) 介護予防

地域で支える地区ミニデイサービスや地域サロンの活用促進を図るため、移動手段の支援を行います。

また、専門職の知見を生かした効果的な介護予防メニューの提供により、運動・口腔ケア・栄養等を一体的としたフレイル（高齢者の虚弱）予防を強化します。

(7) 原子力災害の影響に配慮した健康づくり

将来にわたり放射線の健康被害への不安の軽減と健康増進のため、県が実施する内部被ばく検査及び甲状腺検査に協力するとともに、県民健康診査を継続します。更に、自家消費野菜等の放射線量の測定についても住民ニーズを見極めながら、実施を判断します。

障がい者福祉の充実

障がいのある人が地域での共生と自立を目指し、社会参加の機会の確保・適切なサービスの提供、社会的障壁を取り除き、総合的かつ計画的な支援体制の整備を推進します。

前期の取組

- ◇ 石川町障がい者計画に基づき各種の福祉サービスを提供しました。
- ◇ 医療的ケア児等の支援を総合調整するための医療的ケア児コーディネーターを配置し、福祉サービスの向上を図りました。

今後の課題

超高齢化社会の進行により、障がい者の高齢化、障がいの重度化、障がい者を支える家族の高齢化等、多くの問題が顕在化しています。また、医療的ケアを必要とする重度障がい者等及び精神障がい者の地域移行の支援や成年後見制度も含めた意思決定支援等の施策に対するニーズが高まっています。

国は、経済的自立の支援に向けて、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとしてはいますが、実際には本人の意思に反し、親の思いや地域の理解が得られないことで地域で自立した生活を営むことが困難な場合もあり、保護者等の理解の深化を促すことが求められています。

また、児童福祉法が一部改正され、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するために支援の充実を図ることとされましたが、管内においてサービスを提供できる事業所等が不足しており、障がい児への福祉サービスの供給が不十分となる可能性があるため、保育所等において保育と療育の両立を図っていく必要があります。

施策の方向

国における法改正等の動向、社会情勢の変化、障がい者等のニーズを踏まえ、障がいのある人がいきいきと暮らせる社会を目指し、「石川町障がい者計画」を柱に、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者施策全般の推進を図ります。

施策の概要

(1) 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が、気軽に、定期的、継続的に相談支援が受けられるよう町や相談事業所の機能強化を図ります。

(2) 地域での生活の場の確保

障がいのある人もない人も障がいについて理解し、共に地域で生きていくために、地域のふれあいや支え合い活動を支援して、共生の地域を目指します。

(3) 在宅サービスの充実

障害のある人が地域で安全安心に暮らせるために、日常生活を支える在宅福祉サービスの提供を推進します。

また、災害や急病等の対策についても、障がい者に配慮した取組みを図ります。

(4) 地域生活への移行促進

居住の場の確保や日中活動の場の拡大が図られるように、グループホームなどの関係機関との連携により取り組みます。

また、障がいについての知識不足や無理解から生じる心の障壁（バリア）を取り除くため、町民の意識の啓発と広報活動を推進します。

(5) 社会参加への支援

様々な活動に参加しやすくするため、手話通訳の派遣、障がい者支援ボランティアや移動支援等の活用促進と、障がい者団体の活動の情報提供や活動支援に努めます。

(6) 一般就労への支援

就労移行支援や就労継続支援の利用などにより、就労に向けた準備を促進します。

また、新規事業者参入や事業拡充を促進し、就労支援の充実を図ります。

高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、住まい・生活支援・予防・医療・介護が包括的に提供される地域包括ケアシステムの整備を推進します。

前期の取組

- ◇ 豊かな経験や能力を持つ高齢者の活躍の場であるシルバー人材センターへ就業の機会が提供できるよう支援に取り組んでいます。
- ◇ 独居高齢者等の見守り活動等をさくら荘在宅介護支援センターへ委託し、戸別訪問や安否確認、困りごと相談等に対応しています。支援を要する方は関係機関へ繋ぎ、共有することで見守り強化を図っています。
- ◇ 自立継続サポート事業を通し、安心して自立した生活を送れるようシルバー人材センターやヘルパーステーションと連携を図り支援に努めました。また、タクシー料金兼温泉施設利用料金の助成を行い、高齢者の外出支援にも努めました。
- ◇ 介護相談員の介護者宅や施設訪問により、在宅介護や施設の現状・課題の把握に努めました。

今後の課題

独居や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、生活に密着した支え合いの仕組みが必要です。地域の課題を洗い出し、生活支援コーディネーターによる支援体制を整備し、生活支援事業を推進していかなければなりません。

施策の方向

独居や高齢者のみ世帯の増加が見込まれるなか、自立した生活が継続できるよう、自立支援・生活支援サービスの充実を図ります。

また、生きがいつくりの観点から、お互いを支えあう意識の醸成を図り、高齢者自らが担い手となる仕組みづくりを構築します。（地域福祉部会による第2層協議体の取組み）

施策の概要

(1) 高齢者の社会活動への支援

高齢者が生きがいを持ち、高齢者自身が社会活動の担い手となれるよう、就労やボランティア活動への支援を行います。豊かな経験や能力を持つ高齢者の活躍の場の創出を支援します。

(2) 高齢者の福祉を支える基盤の強化

独居や認知症高齢者等の見守り体制の充実や関係機関との連携を強化し、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムを確立します。

また、高齢者の住まいとして、高齢者施設の充実を図ります。

(3) 高齢者の生活支援及び介護予防

高齢者への生活支援として、ヘルパー等による家事援助サービスを提供する自立継続サポート事業の提供や、地域の多様な資源を活用した介護予防・生活支援の提供体制を構築します。

(4) 介護サービスの質の向上へ向けた取り組み

介護事業所の機能と連携を強化し、サービスの質の向上を図り、自立支援・重度化防止の取り組みを推進します。

また、介護に関する住民の声や介護施設の状況を、介護相談員を通して把握します。

(5) 相談体制の充実

総合的な相談窓口として、地域包括支援センターの機能強化を図り、町在宅介護支援センター・町社会福祉協議会・民生児童委員等と連携し、適切な対応に努めます。地域からの孤立を防ぎ、相談に迅速に対応するため、保健・医療・介護・就労等の関係機関と連携を強化します。

人権尊重・権利擁護の推進

誰もが性別、年齢、職業、身体的状況、国籍などにかかわらず、全ての人が個人として尊重され、能力・個性を十分に発揮できる社会の実現を目指し、意識の啓発を進めるとともに、被害者等への支援体制の整備を推進します。

前期の取組

- ◇ 人権尊重の理念に対する理解や人権思想の普及高揚を図り、人権意識の向上に努めました。
- ◇ ヤングケアラーの問題に対しては、町と学校が連携して子ども達の声を吸い上げる方法等を協議し対応策を検討してきました

今後の課題

本町を取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少、産業構造・就労形態の変化、生活様式の多様化など急激に変化し、それらに対する適切な施策が求められています。

また、社会問題化しているヤングケアラー、子どもへの虐待、要介護や認知症の増加に伴う高齢者虐待の防止に向けた対策が求められています。

施策の方向

誰もが権利侵害を受けやすい状態（社会的に弱い立場）になる可能性があることを踏まえ、どんな状態でも地域の中で安心して暮らし続けられるために、人権尊重の精神を育むとともに、権利擁護の推進を図ります。

施策の概要

（1）人権尊重

差別や偏見のない一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるため、様々な場を通じて人権教育、人権意識の啓発に取り組むとともに、関係機関との連携を強化しながら相談体制の充実及び被害者の救済に努めます。

（2）権利擁護

障がい者や高齢者等の虐待防止に向けた研修会や広報による啓発を行います。

更に、知的障がいや認知症等により判断能力が十分でない状態にある人の財産管理や身上監護を支援するため、成年後見制度が適切に利用できるよう支援します。

保険制度

町民が生涯をとおして健康でいきいきと暮らせるよう、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度の安定的な運営に努めます。

前期の取組

◇ 国民健康保険においては、平成30年度に「第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画」を策定し、特定健診未受診者勧奨事業、国保人間ドッグ実施事業、特定保健指導事業、健診異常値放置者受診勧奨事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、ジェネリック医薬品差額通知事業、健康ポイント事業に取り組んできました。

◇ 後期高齢者医療制度においては、令和3年度から「高齢者の保険事業と介護予防等の一体的な実施」に取組み、通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）に取組み町内サロンでのフレイル予防に取り組んでいます。また、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）として低栄養、重症化予防（糖尿病性腎症）、健康状態不明者への訪問指導を実施しています。

◇ 介護保険においては、認知症高齢者が安心して生活できるよう、認知症対応型グループホームを整備し、令和4年度から運営を開始しています。また、介護給付については、福島県国民健康保険団体連合会へ業務委託をし、不適切な給付があった際は過誤申立を行う等適正な給付に努めています。

今後の課題

国民健康保険においては、被保険者数の減少等により総医療費は年々減少してきているものの、医療技術の進歩等により一人当たりの医療費は増加傾向にあります。被保険者の負担を軽減するためにも引き続き医療費の抑制を図る取り組みが不可欠であり、保健事業の一層の充実と町民に対しての具体的かつきめ細やかな情報の発信が必要です。

また、国民健康保険については令和11年度に県内統一の保険料になることが予定されていることから保険料を段階的に県が算定する標準保険料率に近づけていく必要があります。

後期高齢者医療制度については、超高齢化社会を迎え、生活の質の維持、改善を図り、要介護状態への進行を予防する等、高齢者の特性を踏まえた主体的な健康保持増進を図るため引き続き高齢者の保険事業と介護予防等の一体的実施に取り組んでいく必要があります。

介護保険においては、医療・介護従事者の高齢化や離職により、介護支援専門員や訪問看護、ホームヘルプサービスの供給体制が低下しています。一人ひとりが介護予防への関心を高め、健康寿命の延伸を実現できるよう保健事業の充実とサービス基盤の強化が求められます。また、離職防止のための支援策についても取り組む必要があります。更に、高齢化の進行、独居世帯の増加等に伴い、認知症の増加が深刻化しています。認知症の理解促進と、認知症になっても本人が希望する暮らしを支えるために、介護事業者との連携を強化し、認知症対応に特化したサービスの確保に努めます。

施策の方向

国民健康保険においては、団塊の世代が75歳を迎えることにより被保険者の減少が顕著になると推定されます。そのため、医療費の増大を抑制し、被保険者の負担を軽減するためにも、保健事業の充実による健康維持増進に努め、医療費適正化事業の推進により保険財政の健全化を図ります。

後期高齢者医療制度においては、団塊の世代が75歳を迎えるため医療費の増大が予想されます。そのため、健康寿命の延伸と、被保険者の健康意識の高揚を図るため、保健事業の充実と健康知識の普及、啓発に努め、医療費適正化に努めます。

介護保険においては、団塊の世代が2025年に後期高齢者となり、2040年には、団塊の世代の子が65歳以上となります。そのため、2040年を見据え、多くの要介護者が安心して自立した生活を続けられるよう、保険制度の安定した運営が必要となります。給付と負担の適正化を図り、地域包括システムの充実に努めます。

施策の概要

(1) 国民健康保険制度の充実

医療費の増加を抑制するためにも、「第3期データヘルス計画」に取組み被保険者の健康の維持増進を図るための予防や健康づくりなどの保健事業を推進します。また、保険税の適正な賦課と収納率の向上に努め、保険財政の更なる健全化、安定化を図ります。

(2) 後期高齢者医療制度の充実

福島県後期高齢者広域連合との連携を密にし、「高齢者の保険事業と介護予防等の一体的実施」に取組み高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下を防止するための支援を行います。

(3) 介護保険制度の充実

介護サービス基盤の整備を図るとともに、自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの提供と介護給付の適正化を強化し、持続可能な提供体制の構築に努めます。

農林業の振興

地域の特性・利点を活かした良質で安全な農産物等の産地形成を推進するとともに、農地の利用集積による経営の合理化を推進し、希望の持てる農林業の振興を目指します。

前期の取組

- ◇ 農業の担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加が課題となっている中、各地区において、地域の話し合いにより、将来の農業の在り方を明確化する人・農地プランの実質化を図りました。また、台風19号や新型コロナウイルス感染症で影響を受けた農業者に対し、各種の支援を実施しました。
- ◇ ほ場整備事業は、各地域の役員を中心に農用地の集積による経営規模拡大、生産コストの低減化、更には地域内の営農構想等について話し合いを重ねて行いました。
- ◇ 中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業を活用し、各地域の農用地及び農業用施設の適正な維持管理に努めました。
- ◇ 有害鳥獣の被害対策では、鳥獣被害対策実施隊に対する支援を強化し、定期的な駆除活動で農作物の被害軽減に努めるとともに、農家個人に対しても電気柵設置に係る補助金の交付を随時行いました。
- ◇ 林業では、ふくしま森林再生事業及び広葉樹林再生事業を継続的に活用し、放射性物質の削減、森林再生に努めるとともに、森林経営管理制度の施行に伴い、一部の森林所有者に対して森林経営の意向確認をするため個別アンケートを実施し、今後の森林経営管理事業の準備作業に取り組みました。
- ◇ 農地の利用集積による経営の合理化のため、農地中間管理事業を活用した受け手に対し、石川町農地流動化補助金を交付し、農地の集積に努めています。
- ◇ 農業をはじめとする各分野の委員で構成される道の駅整備検討委員会を設置し、基本構想及び基本計画を策定しました。町民アンケートやパブリックコメント、議会等から採算性や将来負担などに対する不安意見も多かったことから、当初計画を見直し、運営を第3セクターから実績ある民間事業者が運営するよう方針転換をしました。また、包括発注方式や納付金制度、逆算投資など全国の道の駅でも先進的な手法を採用し、町の負担が最大限抑制された計画としました。運営予定者が選定され、効果的で効率的な施設整備のために連携して設計を進めています。

今後の課題

生産資材の高騰、飼料の高騰及び米価の下落、更に作業機械の高額化により更新できずに、離農者が急激に増加している傾向にあることから、新規就農者の確保、農作業の受託組織への支援、集落営農、法人化の推進が急務となっています。

農業の後継者、農業従事者不足、農地持ち非農家、更に高齢化により耕作放棄地が増大し、農地の多面的機能の喪失へつながっています。耕作放棄地の増大により、イノシシなどによる農作物等の鳥獣被害が増加するなど、耕作放棄した農地だけではなく、その周囲の農地へも影響を及ぼしていることから、農業経営の合理化及び農地の集積化による生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化が必要となっています。また、大規模経営体の支援も大事であるが、農地の維持、農村コミュニティの維持の観点からも、小規模農家、担い手である高齢者、女性等の従事者の支援も必要であり、生産された農産物を道の駅へ販売することで農業所得の向上を図っていきます。

ほ場整備事業では、各地域内において区画整理及び経営規模拡大等の意向が高まっているため、引き続き関係機関と連携しながら事業推進に努めていかなければなりません。

有害鳥獣の被害対策では、鳥獣被害対策実施隊の高齢化に対応しながら、より一層の駆除活動の強化に努めなければなりません。

林業においても後継者不足と施業者不足が深刻な状況にあるため、担い手の育成確保が急務となっています。

森林経営管理制度の施行に伴う準備作業を順次推し進めて、安定した森林経営管理に繋がるよう事業を推進しなければなりません。

これまで既存の道の駅とは違う事業リスクを最大限抑制した事業計画を周知してきましたが、町民の理解が進んでいないため、町の将来負担に対する不安が払拭されていないと思われます。

また、広い波及効果で地域全体が活性化できるようゲートウェイ機能を活かして町内各所へ誘導するための仕組みづくりが必要です。

施策の方向

石川地方農業振興協議会（アグリプラン21）を基本に、農業・農村の明るい未来の創造を目指して、高品質農産物の産地育成と農用地の利用集積による経営合理化の推進、効率的・安定的な農業経営体を核とした収益性の高い農業により、労働生産性、土地生産を高め、本町の農業・農村の健全な発展を目指します。

生産基盤の整備と農用地の集積を図るため、各地域内の合意形成に努め、経営規模拡大、生産コストの低減化に繋がります。

有害鳥獣の被害対策を強化し、農作物の安定した生産活動に寄与します。

林業では間伐等の森林施業と路網整備を一体的に実施し、森林が有する多面的機能の維持と安定した林業生産活動に寄与します。農業委員、農地利用最適化推進委員により再生可能と判断された農地は耕地に再生。再生不可能と判断された農地は非農地扱いとし、非農地証明を発行し、農地以外に地目変更できるようにします。

農業委員、農地利用最適化推進委員による農家の戸別訪問による相談活動を行い、農地利用意向などの確認をするとともに、農地の売買、貸し借りなど地区の担い手へ集積、集約化を推進します。

道の駅整備事業の目的は道路利用者の利便性を向上させることは基より、町内の農業をはじめとした産業の活性化と交流人口の増大による地域全体の活性化を図るための拠点づくりです。

道の駅だけでなく、ゲートウェイ機能を活かして交流人口を誘導し、各地域、各産業の活性化を図ることで農業をはじめとした産業の所得向上と後継者不足、担い手不足などの課題解決を目指します。

施策の概要

(1) 農業生産の振興

「石川町水田収益力強化ビジョン」の趣旨と方向性を的確に捉え、地域営農システムの構築と「売れる米づくり」の生産振興を図ります。また、良食味米の産地形成と低コスト米生産の普及拡大に取り組み、環境にやさしい米づくりを推進します。

また、首都圏近接産地という有利な立地条件を生かすことができる園芸品目を戦略作物に位置づけ、その振興・普及拡大に取り組みるとともに、GAP導入による安全・安心な農産物の生産を実現し、産地競争力の強化を図ります。

また、有害鳥獣による農作物被害を軽減するため、関係機関との連携により被害防止対策に取り組みます。

畜産の振興については、優良雌牛の導入、稲発酵粗飼料や飼料用米等の粗飼料の自給体制の確立、家畜防疫の充実、衛生対策を徹底します。また、地域内堆肥利用循環システムの確立、「いしかわ牛」のブランド確立のためのPRや飼養頭数の増頭推進、飼養管理ヘルパー体制の構築、担い手確保のための事業を推進します。

(2) 多様な担い手の育成・確保

地域の中心的な担い手である認定農業者を育成し、経営規模拡大と生産性の向上を図るため、各種研修会への参加及び情報化の普及に努めるとともに、将来の展望が図られるような農業・農村の条件整備を進め、農業団体等と連携した継続的な支援体制を確立することとあわせて、移住、定住に関する情報提供等により、青年農業者やUターン、Iターン農業者など新規就農者の誘導に努めます。

また、地域農業を支えている女性農業者が持つきめ細やかな能力を十分発揮し、積極的に意見が反映できる条件整備と実践活動を支援します。

更に、集落組織の活性化を図るため、リーダーの育成・確保に努めるとともに、集落環境等の整備、地域農業の維持・発展を図るため、地域及び営農の実態などに応じたあぶくま式地域営農システムを構築します。

(3) 農村の多面的機能の発揮

農村の持っている国土保全機能・水源のかん養機能・良好な景観形成など多面的機能を維持するため「中山間地域等直接支払交付金」「多面的機能支払交付金」などを活用し、地域連携のもとに遊休農地の解消に努めます。

(4) 道の駅を拠点とした地域活性化

地域資源を活かした特色ある道の駅を早急に整備し、産業の振興、地域資源を活かした交流の場、地域・観光情報の発信、道の駅来訪者を観光資源に誘導するゲートウェイ機能などを活用した地域活性化を推進します。

(5) 農業生産基盤の整備

大型機械の導入と農業経営の合理化及び農地の集積化による生産性の向上と省力化を図るため、高率補助のほ場整備事業の推進と直播栽培の拡大を推進します。

(6) 農地の集積、最適化

農地利用状況調査を行い、地域計画の実現に向けて農地中間管理機構と農地所有者とのマッチング支援とあわせ、農地利用最適化推進委員と連携し、耕作放棄地の解消、農地の集積、最適化を進めます。

(7) 森林資源の保全と活用

森林資源の保全に努めるとともに、資源としての循環的利用についての理解を推進し、生産基盤の改善、地元産材の利活用、森林環境教育の普及促進、森林整備・保全意識の醸成を図ります。

また、広葉樹林や天然林の保育などの整備を促進し、自然景観、水資源の確保、土砂災害防止など、森林の持つ公益機能の保全と活用、更には、地球温暖化防止に努めます。

商工業の振興

まちの賑わいづくりや中小企業者の経営支援に取り組むほか、創業支援により新たな活力の創出を目指します。

前期の取組

- ◇ 商工会と連携し商品券の発行等、事業者支援を実施しました。
- ◇ 創業支援等事業計画の計画変更を実施し、新たな計画のもと管内町村及び商工会と連携し創業支援事業を推進しました。
- ◇ 町内金融機関と連携し合理化資金貸付事業を実施しました。
- ◇ 町内企業情報交換会を実施しました。
- ◇ 事業承継支援事業を実施しました。

今後の課題

企業同士が連携し、新たな事業創出や連携による基盤強化を図れるよう、情報共有の場を創出する必要があります。また、黒字廃業を防ぐための、事業承継の支援が求められています。

創業者に対し、空き店舗等の物件の活用や金銭的な支援が必要となります。

まちなかの商店街の活性化に向けて、商店会や商工会商業部、さくらカード組合等の各主体がお客を呼び込むための事業を展開できるようにする必要があります。

施策の方向

創業希望者へのセミナーや相談業務の実施に加え、創業をきっかけとした移住・定住の推進を図ります。

また、マルチワーク等の新たな働き方の検討を実施し、創業や事業承継につなげます。

将来において、持続可能なまちづくりを推進していくため、各主体の中心となる「人づくり」を引き続き実施、道の駅と連携し、ゲートウェイ機能などの強みや特性を活かした取組みを推進します。

施策の概要

(1) 商業活性化の推進

商工会等と情報交換を図り、各個店の強みの掘り起しや物産振興と合わせた販売商品のブラッシュアップ、また、新規創業者等に対し、操業を支援するだけでなく持続可能な商業の推進ができるよう「人づくり」の視点を持ち支援を行います。

(2) 中小企業者の経営基盤の強化

中小企業者が国内外の厳しい競争に勝ち残っていくため、税制措置や金融支援、更には設備投資の促進による労働生産性の向上により、経営基盤の強化を図ります。

併せて、第二創業と事業承継を支援します。

(3) 中心市街地の再生に向けた活動

空き家・空き店舗等の既存ストックの活用に対し、創業支援と合わせた支援事業を構築し、事業の推進を図ります。

雇用の創出

企業誘致の推進や立地企業の育成支援により、雇用の創出を図るとともに、キャリア教育を推進し、若者の就業を支援します。

前期の取組

- ◇ 県主催の企業立地セミナーへ参加、企業立地奨励金の支給、県立石川高校と連携し「いしかわワーク&ライフ教育事業」を実施しました。
- ◇ 町内企業へのアンケートを実施し課題の掘り起しを行い、その中で喫緊の課題として「人材確保」がほぼ全ての企業で挙げられていることから、高校生を対象とした「企業合同説明会」を開催しました。

今後の課題

地域経済が発展していくためには、企業の安定した経済活動を支える人材の確保が必要となります。少子化や高齢化により急速に進行する人口減少が脅威となるほか、学生ら就活者優位の売り手市場が続くなかであって、大手・安定志向の高まりが鮮明になっています。こうした状況の中、中小企業においては人手不足の問題が深刻化を増してきており、労働力不足による企業競争力の低下が懸念されています。こうした中、今後は「働き方改革」への対応が求められることから、製造業等の工場においてもICTやIoTの推進による労働生産性の向上が急務となります。

施策の方向

労働力の確保が困難になっていくなか、地元学生の地元への就職を支援し定着率を高めていくとともに、女性や高齢者などの社会進出の支援により、新たな労働の担い手の確保を図ります。

また、企業立地の促進や設備投資の支援に加え、起業したい若者に対し、町内での起業支援を実施するとともに、空き店舗や町内空き地程度で起業できる事業者をターゲットにした情報発信を行い、雇用機会の確保を図ります。

施策の概要

(1) 企業立地の推進

誘致活動とともに立地企業の育成の強化に努め、工場の新設、増設に対する企業立地奨励金制度、移住フェアへの出展や情報提供により、雇用の拡大や新産業の創出など地域経済への好循環を生む優良企業の育成を目指します。

(2) 就業の支援

いしかわワーク&ライフ教育の推進により、地元高校生のキャリア教育を支援し、労働意識の高揚を図るとともに、町内企業に対する理解を深めてもらい、地元企業への就職につなげることで若者の定着率の向上を目指します。更には、町内企業の合同説明会を実施し、Uターンにつながるような情報提供を図ります。

観光の振興

観光資源の魅力向上と効果的な情報の発信によって、通年での観光誘客を促進し、交流人口の拡大を目指します。

前期の取組

- ◇ 広域観光協会等と連携し、観光PR動画の制作及びSNSを利用した効果的な情報発信を行いました。
- ◇ 地域おこし協力隊制度を活用し、地域外の人材と共に各種事業を実施しました。
- ◇ 各種イベントを開催し町の魅力をPRしました。
- ◇ 観光物産協会の機能を強化するため、その法人化に向けた取り組みを推進しました。

今後の課題

近年の観光需要は、観光型から体験型へとニーズが変化してきており、外国人旅行者の受入れなど、インバウンド対応や、新たな観光ニーズへの対応が、新たな課題となっております。

石川町の桜や温泉など、町の観光資源を最大限に活用した観光事業の推進が求められており、来訪者の受け入れ体制の充実及び観光資源の発掘、創出と活用に取り組む必要があります。イベント頼みではなく、情報の上手な発信によるつながりを整理することが重要になってきます。

施策の方向

設立した地域商社と連携し、効果的で魅力的な情報発信を実施します。そのためにも、地域商社が中心となり、町内産品をブラッシュアップしオリジナルブランドを確立、域外からの資金獲得を目指し経済的にも好循環を産む仕組みづくりを確立するほか、観光資源の掘り起しも行い、多くの人に選んでもらえる地域となるよう、官民一体となった取り組みを進めていきます。

また、道の駅と連携し、ゲートウェイ機能などの強みと特性を活かした取り組みを推進します。

施策の概要

(1) 観光資源の発掘・創出と活用

「桜」「温泉」の2大観光資源のPRに加え、現地に来なければ体験できないプログラム等を構築します。そのためにも、社会情勢やトレンドをしっかりと見極めるための情報収集を実施します。

(2) 地域商社の創業

観光物産協会がベースとなり設立された新法人が地域商社として、観光資源や物産品の価値を高め、町外、県外に販売し域外から資金を獲得することで町内経済の好循環を図ることができるよう、運営支援を実施します。

生涯学習の推進

町民一人ひとりが、生涯にわたり「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学ぶことができる環境づくりに努めるとともに、町民がいきいきと心豊かな生活ができるまちづくりを進めます。

前期の取組

- ◇ 町民、地域、民間団体などと連携しながら各種事業を実施しました。
- ◇ 学習ニーズが多様化する中、町民ニーズと時代の変化に即した教室・講座を開設しました。
- ◇ SNSやチラシなどを活用し、各種情報の発信に努めました。
- ◇ 町民に親しまれ、利用しやすい施設運営に努めました。
- ◇ 「新・子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進しました。

今後の課題

時代の流れとともに多様化するニーズの中で、一人ひとりの自主的な学習活動を支援していく必要があります。

図書館機能については、図書環境を充実させ、町民の読書活動への支援を図ります。施設環境の充実においては書架スペースの確保が課題となっています。

施策の方向

町民の多様な学習ニーズに対応するため、生涯学習情報の収集・提供に努めるとともに、民間手法も取り入れながら魅力ある生涯学習事業を実施し、学習意識の醸成を図ります。

また、図書館については、各種図書事業を展開しながら、図書利用の拡大に努めます。

施策の概要

(1) 生涯学習の振興と充実

誰もが自由に学習活動ができるよう、生涯学習情報の提供や学習環境の整備、各自治センターとの連携など、生涯学習の振興・充実を図ります。

また、生涯学習施設の有効活用を図り、町民に親しまれる施設運営に努めます。

(2) 図書利用環境の充実

読みきかせや英語d eお話し会、理科読あそび（理科の実験にあわせて、本で調べることで理解を深める事業）などの図書館イベント、魅力ある新刊図書の購入などをとおして、本に親しむ環境づくりに努めます。

また、学校、自治センター、県立図書館等との連携を図り、図書館の情報提供と図書利用の拡大に努めます。

社会教育の充実

青少年が心身ともに健やかに育つよう、家庭・学校・地域の教育力の向上を図ります。

また、町民が交流し互いに高め合うことができる場の提供に努めるとともに、地域を担う人材の育成を図ります。

前期の取組

- ◇ 社会教育団体、地域や家庭と連携しながら、自主的な学習活動の支援や講演会等を実施しました。
- ◇ 青少年の健全育成に向けて、各種事業を実施しました。
- ◇ 男女共同参画社会の形成に向け、意識の啓発や講座の開設、情報発信などを行いました。

今後の課題

家庭で親と子が共に学んだり一緒に過ごす時間が減少する一方で、子どもたちが家庭や地域の中で社会性を身につける機会も減少しており、ルールを守ろうとする意識の低下が懸念されています。また、核家族の増加等、子育て環境の変化に伴う様々なニーズへの対応が必要です。

更に、少子高齢化、環境問題、人間関係の希薄化や男女共同参画社会の実現など、現代的課題が挙げられる中、それらに即した事業の実施、時代やニーズの変化に対応する魅力ある事業企画、自治センター、関係機関との連携、情報提供や広報の在り方など今後の課題となっています。

施策の方向

生活課題・地域課題に即した事業を実施するとともに、町民が事業に参加しやすい環境を整え、まちづくりにつながる人材の育成に努めます。

また、家庭・学校・地域が連携し、青少年の「生きる力」を育む事業の実施や健やかに成長できる環境づくりに努めます。

施策の概要

(1) 社会教育の推進と充実

社会教育委員等の助言を基に、社会教育関係団体の育成・支援など、社会教育の推進を図るとともに、自治協議会と連携しながら、まちづくりにつながる人材の育成に努めます。

(2) 家庭教育の推進と充実

親子の共同体験の機会を提供するなど家庭の教育力の充実を支援します。
また、乳幼児期に家族と子供が一緒に本に親しめる環境の充実に努めます。

(3) 青少年の健全育成

青少年健全育成推進協議会と連携し家庭・学校・地域が一体となり、安心・安全な環境づくりに努めるとともに、体験活動や社会参加活動を取り入れながら、青少年の健全な育成を図ります。

(4) 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の実現を目指し、意識の啓発を行うとともに、あらゆる分野において、女性も男性もそれぞれの個性と能力を発揮できる環境の形成を進めます。

学校教育の充実

石川町の次代を担う創造力ある人材の育成を目指すため、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を図るとともに、町内各校や家庭、地域と連携しながら、地域とつながる学校教育の推進に努めます。

また、安全安心な教育環境を継続的に確保するため、学校施設の計画的な整備に努めます。

前期の取組

- ◇ 確かな学力の育成に、児童生徒一人1台タブレット端末の配備や通信ネットワーク環境を一体的に整備し、ICTの理解や活用能力を高める情報化教育の推進を図りました。
- ◇ 国際化社会に対応する人材を育成するため、ALT（外国語指導助手）の効果的な活用や英国文化体験教室を実施し、英語力やコミュニケーション能力の向上に努めました。
- ◇ 学校生活の安全とよりよい教育環境の確保に、施設の修繕や改修など施設整備に努めるとともに、児童生徒の推移等を踏まえ望ましい教育環境の中で効果的な教育が受けられるよう学校規模の適正化を図りました。

今後の課題

ふるさとに誇りと愛着を持ち、石川町の次代を担う人材を育成するため、ふるさと教育の推進を図る必要があります。

また、豊かな人間性や社会性を育む環境や学校生活の安全確保と多様な教育活動ができる学校の環境整備が求められます。

施策の方向

強くたくましく生き抜く「生きる力」を育むため、基礎的な知識・技能の習得や確かな学力の向上を図るとともに、子どもたちがふるさと石川町に誇りと愛着を持ち、次代を担う人材を育成するため、ふるさとの魅力を理解し深める学習「ふるさと教育」を推進していきます。

また、一人ひとりの教育的なニーズに応じた支援、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現や教職員の多忙化の解消を図ります。

学校と地域住民などが力を合わせ、子どもたちのより良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。

(1) 確かな学力の育成

基礎的な知識・技能の習得と、確かな学力の向上、これらを活用して課題を解決する力を育成する教育の推進を図るとともに、地域と連携し、多様な個性・能力を活かし伸ばしていく教育を推進します。

また、学校や家庭におけるICTを積極的に活用した情報化教育（情報モラルを含む）の推進のほか、英語指導助手の効果的な活用等により、小中学校における「英語力」「コミュニケーション能力」を育成する英語教育を推進し、国際化社会に対応できる人材の育成に努めます。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

地域の保育所・認定こども園と学校や家庭、地域が連携しながら、地域とつながる幼児・学校教育の推進に努めます。

わが町に誇りと愛着を持てる人づくりを進めるため、子どもたちがふるさとの魅力を体験し、理解を深める学習の充実を図るとともに、ふるさを良くしようとする意識を醸成する教育を推進します。

基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間関係を育む環境を整えるとともに、遊びやスポーツ、文化および芸術等へ触れる機会を通して、幼児期から健やかな体と豊かな心の育成を図ります。

また、多様化・深刻化する今日的課題を抱える児童生徒やその保護者に対応するため、様々な関係機関との連携を強化し、教育相談体制の充実を図り、きめ細かな相談支援を行います。

(3) 教師の指導力の向上と教育活動の充実

学習指導要領、県の施策、地域の実態から、義務教育9年間の町の教育活動の充実を図ります。

教職員の資質向上のため、幼保小中高連携と円滑な接続、教職員研修を充実させ、児童生徒の学力向上に繋げ、教職員の多忙化の解消を図ります。

幼保小中高を連携した学習機会を創出し、集団の中で多様な考え方に触れながら思考、判断、表現を積極的に行う『学び合い』学習により学習意欲の向上と学力向上を図ります。

(4) 学校環境の整備

地域と学校が一体となって、「地域とともにある学校づくり」を進め、特色を活かした魅力ある学校づくりを目指します。

学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の老朽化対策や長寿命化など計画的かつ効率的な施設整備と幼保小中学校交流学习、情報化教育等推進に係る教材や設備の整備を進めます。

文化の振興と歴史資源の継承

町民の文化活動を支援するとともに、文化活動とその成果がより広がり、高まっていくための環境づくりを行います。また、郷土の貴重な文化財の保存・活用に努め、先人が残した歴史資源を継承していきます。

前期の取組

- ◇ 町文化協会に対し補助金を交付し文化芸術活動の奨励を図りました。
- ◇ 文化庁等の事業を活用し、小学校において優れた芸術文化鑑賞事業を行いました。
- ◇ 芸能祭・音楽祭・総合文化祭を開催し、町民の文化芸術に対する意識の高揚を図りました。
- ◇ 指定文化財等の環境整備を行って文化財の保存に努めるとともに、一般公開を行っています。
- ◇ 小学校や自治センター等での文化財学習支援事業を通して、郷土を愛する心の醸成を図りました。
- ◇ 現資料館の老朽化と観覧環境の改善を図るために、資料館の移転整備を行っています。

今後の課題

町民が行う文化芸術活動を推進するため事業経費の一部助成を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響も重なり申し込みがなかったため事業内容の見直しが必要です。また、町民の多様な文化芸術活動に応えるための環境を整備する必要があります。

貴重な文化財を保存し次世代に継承するだけでなく、これらを活用する仕組み作りが必要です。

また、新たに整備される資料館の運営（企画展示・事業実施等）を円滑に進めていくことが課題となっています。

施策の方向

文化芸術活動を推進するための事業経費の一部助成事業について内容の見直しを図ります。また、新資料館に整備する企画展示室兼多目的室にて町民の創作活動の発表の場を設けます。

令和6年度中の文化庁認定を目指す「石川町文化財保存活用地域計画」に則り、文化財の保存と活用を図っていきます。新資料館を核とした文化財保護事業の展開と、その人材の育成、交流人口・関係人口の創出を図ります。

施策の概要

(1) 芸術・文化の振興

町民が主体的に芸術文化活動に取り組めるよう、活動に参加できる機会や文化的環境の整備充実を図ります。

また、文化団体の活性化に努めながら、町民自らが創る文化活動を促進します。

(2) 文化財の保存と活用

文化財の保存と活用を図るとともに、郷土の歴史や文化に触れ、学ぶことができる機会を創出し、ふるさと石川町に愛着と誇りを育む環境づくりを行います。併せて、まちづくりに繋がるよう歴史資源を活用するとともに人材育成を図ります。

また、これまで収集した膨大な資料を適切に保存し、町民が利用、調査、研究できるようにします。

鉱物の保存・活用

日本三大ペグマタイト鉱物産地の1つに数えられる、本町の鉱物資源の保存と活用を図るとともに、郷土教育の一環として地学教育の普及に努めます。

前期の取組

- ◇ 和久観音山ペグマタイト鉱床が令和2年3月23日に県指定天然記念物に指定されました。
- ◇ 歴史民俗資料館において鉱物標本を中心とした企画展を開催しました。
- ◇ 町民を対象にした鉱物教室を開催しました。
- ◇ 公民館事業「ぼくもわたしもチャレンジャー」や小学校での総合的な学習の時間等において地学教育の機会を提供しました。

今後の課題

本町に数多く存在する貴重な鉱物資源を、大切に保存し次世代に継承していくために、鉱物の希少性やその価値を伝える機会を設けるとともに、鉱物を活かしたまちづくりが求められています。

施策の方向

歴史民俗資料館と連携した、野外にて鉱物を観察できるフィールドの整備を図り、鉱物を活かしたまちづくりにつなげていきます。

また、これまで収集した鉱物標本の再整理を行い、希少で価値のある標本を歴史民俗資料館にて広く公開します。

施策の概要

(1) 鉱物標本の展示

歴史民俗資料館において、日本三大ペグマタイト鉱物産地にふさわしい、鉱物標本の常設展示を行うとともに、企画展を開催して貴重な標本の鑑賞機会を提供します。

(2) 地質資源の保存と活用

和久観音山ペグマタイト鉱床の国指定天然記念物への可能性を調査し、適切な保存を図ります。

また、町内の旧鉱山跡で見学や採集活動が可能な箇所を調査を通して選定します。

更に、本町の大地を形作っている花崗岩及び変成岩の露頭を調査し、地学教育の場として保存と活用を図ります。

スポーツの振興

町民一人ひとりがスポーツを通して健康の増進や体力の向上を図り、町民がいきいきと心豊かな生活ができるように進めていきます。

前期の取組

- ◇ スポーツ関係団体と連携しながら、各種のスポーツ大会を実施しました。
- ◇ 社会体育施設の維持管理に努めました。

今後の課題

新型コロナウイルス感染症の流行による生活スタイルの変化や人口減少等が要因で、スポーツ人口が減少しています。地域スポーツ大会等もコロナ禍によって中止になって以降、参加者がいないために再開できない地区もあります。コロナ禍以前の活発な状態を取り戻すことが課題になっています。

また、部活動指導の地域移行を進めていく必要がありますが、受け皿・担い手の不足が課題となっています。

施策の方向

全ての町民がスポーツに親しみ、スポーツを通して交流が図られるようスポーツ活動を推進するとともに、スポーツに励む子どもを育む環境づくりに努めながら、スポーツを活かしたまちづくりを進めます。

また、体育協会などのスポーツ団体と連携を図りながら、スポーツ活動団体の育成に努めます。

体育施設については、町民が良好な環境でスポーツが出来るよう計画的な施設整備に努めます。更に、長寿命化計画を策定し適正な維持管理に努めます。

施策の概要

(1) スポーツの推進

町スポーツ推進委員会、町体育協会、各自治センター等と連携を図り、子どもから大人までスポーツに親しむ環境づくりを行うとともに、世代間交流などを通してスポーツ活動や普及を進めながら、スポーツを活かしたまちづくりを推進していきます。更に市町村対抗スポーツ大会（ふくしま駅伝・軟式野球・ソフトボール）等への支援を継続して行います。

(2) スポーツ団体の育成・強化

子どもから大人までのスポーツ離れに歯止めをかけられるよう、町体育協会、スポーツ少年団、町内の小・中・高校と連携を図ります。また、スポーツ団体などが活発に活動できるように育成・強化を進めます。

(3) 社会体育施設の管理・運営

計画的な施設整備に努め、社会体育施設の長寿命化を図ります。

また、競技スポーツや生涯スポーツに対応するとともに、町民の体力維持や健康増進を図るなど、幅広いニーズに対応できる施設運営に努めます。

消防・防災対策の充実

町民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実を図る事とあわせて、大規模な災害などに備えた防災対策に努めるとともに、地域の実情に即した対策を推進し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

前期の取組

- ◇ 消防車両、小型動力ポンプのほか、計画的な消防水利の整備を行い消防力の維持、充実に努めました。
- ◇ 団員報酬の引き上げ見直しを図り、消防団員の処遇改善を図りました。
- ◇ 大規模な風水害に対する避難対策、応急対策など、防災体制の充実を図るため、防災広場、進入路などの環境整備及びヘリポートの整備を行いました。
- ◇ 自助、共助の意識を高めるため、自主防災組織の結成推進と併せて、防災講演会、防災訓練、地域ハザードワークショップを開催したほか、官民が連携した防災協定の締結を行い、平時における地域防災力の向上に努めました。

今後の課題

就業環境の変化や、生活基盤の変化など、さまざまな理由から消防団員数の現状維持が困難な状況が続いており、新たな団員の確保が課題となっています。

施設の維持、機材等の修繕、交換時期の集中など、上記課題と合わせた総合的な方針決定が必要です。

台風や集中豪雨など自然災害に対する避難訓練や避難所開設訓練など、定期的な訓練を実施する必要があります。

施策の方向

町民の生命と財産を守り、災害による被害を最小限に抑えるため、消防、防災体制を充実させていくほか、災害時の迅速な対応を可能とする危機管理体制の強化を図ることとあわせて、防災意識の普及啓発や自主防災組織の育成・強化を図り、地域防災力の向上を図ります。

施策の概要

(1) 予防体制の確立

町広報、消防団による火災予防広報や夜警巡回活動などを通して、町民の防火意識の向上を図るとともに、自主防災組織の育成強化を図り、あらゆる災害から町民の生命、財産を守るため、予防体制の確立に努めます。

(2) 消防力の強化

持続可能な消防体制づくりを進めるとともに、消防団員の消防技術の向上、消防施設、設備の充実を図ります。

併せて、石川町消防団、石川消防署と連携した中で、一体的な消防力の強化を図るとともに、団員の処遇改善と団員不足の解消に取り組みます。

(3) 防災対策の充実

地震、台風、集中豪雨などの自然災害に備え、防災訓練を実施するほか、町民に対する防災意識の普及啓発を図るとともに、災害時避難対策、要援護者対策等、行政と地域、団体連携による防災対策の充実を図ります。

交通安全・防犯対策の充実

日常生活における安心と安全を確保するため、犯罪や、交通事故のない地域を目指した町民一人ひとりの意識の高揚を図り、地域住民や、関係機関との連携による犯罪のない、明るいまちづくりを目指します。

前期の取組

- ◇ 交通教育専門員、交通安全母の会ほか、行政区や交通関係団体、地区交通安全協会の協力のもと、年間を通じた交通安全活動を実施し、町民の交通安全に対する周知啓発を図ったほか、カーブミラーの支給を行いました。
- ◇ 防犯活動においては、各行政区、自治協議会ほか、関係団体の協力を得ながら防犯パトロールや周知広報の他、行政区要望箇所への防犯灯設置を実施しました。

今後の課題

高齢運転者による自動車交通事故の増加や、公共交通環境の減少など、生活交通環境の大きな変化が予想されることから、高齢運転者に対する支援や新たな交通システムの構築など包括的な対策を講じる必要があります。

また、朝夕通学時の交通事故防止など、交通教育や、交通安全施設の整備もこれまで以上に重要な課題です。

防犯においては、悪質な訪問販売や詐欺被害、ストーカー被害やDVなど、身近な犯罪への不安感は依然として高い状況にあることから、関係団体と協力しながら防犯活動を推進していく必要があります。

施策の方向

町民一人ひとりの交通モラルと交通安全意識の普及促進に努めるとともに、安全な交通社会環境の構築を推進します。

また、町民の防犯意識と連帯意識のもとに、犯罪のない明るい町づくりを目指します。

施策の概要

(1) 交通安全対策の充実

交通教育専門員、交通安全母の会などの関係団体をはじめとして、警察署、交通安全協会などの協力を得て、交通安全キャンペーン、街頭指導等を実施し、更なる町民の交通安全に対する意識の高揚を図ります。

また、高齢運転者への安全運転に対する周知啓発の強化を図るため、ご自身の体調や天候、道路状況などを考えて、自らの意思で運転を控えるなどの判断をする「補償運転」の推奨や、自主的運転免許証返納についての取り組みを進めます。

(2) 防犯対策の充実

警察、行政、地域、学校などと一体となった住民総参加運動の実施や参加、更には交通安全・防犯鼓笛隊パレードの実施により、防犯意識の普及啓発や非行防止活動及び防犯活動の充実を図ります。

(3) 地域防犯意識の強化

年少者への声掛け・連れ去り・追い掛け回し等の犯罪を未然に防ぐため、防犯協会などの協力を得て、地域の防犯パトロール活動を強化し、地域防犯意識の高揚を図ります。

脱炭素・循環型社会の形成

環境に配慮する行動と意識の高揚を図り、脱炭素化社会の実現を目指すとともに、豊かな自然を次世代に残せるよう水環境をはじめとした環境保全に努め、ゴミの減量化や分別、資源の有効活用など地球温暖化対策にも積極的に取り組みます。

前期の取組

- ◇ 温室効果ガス排出量の削減及び、脱炭素社会実現に向け、石川町地方公共団体実行計画を改訂し、本町が実施している事務・事業に関する省エネ、省資源化を図る基礎を構築しました。
- ◇ 本町における脱炭素化を推進するため、再生可能エネルギー設備や、ごみ減量化機器等導入支援に取り組むこととあわせて、電気使用量の削減や、ごみの減量化、リサイクル推進を訴え、温室効果ガス抑制推進を図るため、町民に対する周知啓発を行いました。
- ◇ 北須川、今出川流域の水質検査の実施及び、生活排水による河川水質汚濁を軽減するため、合併処理浄化槽の普及促進を図りました。

今後の課題

地球温暖化による異常気象は、平均気温の上昇や、暴風、台風等による被害、農作物や、生態系への影響が観測されており、温室効果ガスの排出と吸収をゼロとするカーボンニュートラルを目標とした脱炭素社会の実現が地球規模での喫緊の課題となっております。

本町においても、行政施設への省エネ設備、再生可能エネルギーの導入や、建物のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）化推進、また、一般住宅に対するZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化支援の検討などGX（グリーントランスフォーメーション）活動をごみ減量化、食品ロスやリサイクルの推進と合わせて、重点的に推進していく必要があります。

また、森林再生を推進し、自然吸収量の増加や、引き続き水環境の保全に取り組む必要があります。

施策の方向

自然環境や資源を保全し、持続可能な環境社会を将来に継承していくため、ごみ減量化と資源リサイクルのさらなる推進、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入を図り、脱炭素社会の実現へ向けた施策を推進します。

施策の概要

(1) 地球温暖化対策の推進

脱炭素社会の実現に向け、石川町全体を計画区域とした地球温暖化対策を推進するため、実行計画の策定のほか、GX（グリーントランスフォーメーション）活動を推進するための各種施策を検討します。

また、森林再生を推進し、自然吸収量の増加や、水環境対策を図ります。

(2) 水環境の保全

合併浄化槽の設置促進を図り、生活雑排水をきれいにすることで、水環境保全に対する意識の向上を目指します。

また、河川や地下水の水質検査を継続して行い、水質改善の取組を検討します。

(3) 環境美化意識の向上

町内における清掃活動、地域ボランティアによる環境美化活動を支援するとともに、行政区、各種団体と共同して環境保全に関する取り組みを進めます。

(4) 資源循環の推進

限りある資源を有効に活用するため、ごみ減量化はもとより、食品ロスや製品プラスチックリサイクルの重要性を周知啓発し、さらなる資源循環の推進を図ります。

放射能対策の推進

低線量被ばくや長期化する福島第一原子力発電所の廃炉問題など、放射能に対する不安払拭のため、引き続き対策を講じていく必要があります。

今後も、放射線に関する正確な情報を迅速に伝えることに努めます。

前期の取組

◇ 空間放射線量 $0.23\mu\text{sv/h}$ 以下の目標は達成されており、空間線量は低線量を維持しています。

今後の課題

住民の不安や風評被害を早急に解消するため、環境省や県と協議し、汚染状況重点調査地域早期指定解除に向けた取り組みを進めて行く必要があります。

施策の方向

住民に空間線量に関する情報を適切に伝えるとともに、放射能に対する正しい知識の啓発に努め、風評被害や住民不安の早期払拭に努めます。

施策の概要

（1）モニタリングの継続実施

福島県が実施する空間放射線量のモニタリング情報、測定結果等、正確な情報を発信します。

土地利用の推進

地域の重要な資源である自然と景観に配慮し、快適で安全な住環境の構築と持続性のあるまちづくりを目指します。あわせて、高齢化、人口減少社会の変化に対応した都市基盤のあり方を検討し、機能的かつ効率的な土地利用を図ります。

前期の取組

◇ 都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画などの関連計画との整合を図りながら、自然環境の保全を図りつつ、自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した効率的な土地利用を推進するため、国土利用計画法に基づき無秩序な土地利用を抑制してきました。

今後の課題

現在及び将来の住民のための限られた資源である町土を、地域の特性を活かし、無秩序な土地利用を抑制し、環境や自然と調和した魅力的で均衡ある発展を図るために利用していく必要があります。

施策の方向

主要高速道路へのアクセス、福島空港、主要都市から200km圏内という地理的優位性と、豊かな自然環境、歴史、文化資源などを最大限に活用した生活基盤づくりとあわせて、全国的に進行する人口減少や高齢社会の時代に見合った計画的な土地利用を図ります。

また、令和元年東日本台風後の空き地の増加、県道いわき石川線（石川バイパス）開通や、今出川水域河川改修に伴う環境変化については、未利用となっている公共用地のほか、周辺環境に配慮した土地活用を図ります。

施策の概要

(1) 環境に配慮した、快適で機能的なまちづくりの推進（市街地の土地利用）

市街地においては、石川町の特徴でもある桜や、山々に囲まれた自然と調和した町並みづくりを目指します。特に、県道いわき石川線（石川バイパス）や、今出川水域河川改修に伴う環境変化については、未利用となっている公共用地のほか、周辺環境に配慮した土地活用を図ります。

(2) 地域特性を活かした土地利用の推進（農山村地域の土地利用）

優良な農地の保全を基本として、農村地域の活性化に向けた指導、活用方針の提案、また、農業振興地域整備計画の見直しを図り、良好な農業環境を形成していくとともに、森林開発に対しても、環境に配慮した指導・助言を図ります。

生活道路の充実

幹線道路や地域間を結ぶ生活道路の整備を進めると共に老朽化が進んでいる道路や橋梁の修繕を図り、安全で快適な道路交通の確保に努めます。あわせて、地域住民との協働による道路の環境整備を図ります。

前期の取組

- ◇ 県道いわき石川線（石川バイパス）道路建設工事が進み、令和5年2月には2工区が一部供用開始となり開通式を実施しました。また、早期全線開通に向けて県及び国に対し要望を行いました。
- ◇ 更に、今出川改修事業については、事業の進捗を加速させるため国への要望を行いました。
- ◇ この他、町民が安全で快適な生活を送るため計画的な道路網の整備、老朽化が進んでいる橋りょうや道路の舗装修繕を実施しました。

今後の課題

- 県道いわき石川線（石川バイパス）が全線開通することにより、既存の県道いわき石川線の一部が町に移管され、恒久的な維持管理が必要となります。
- また、今出川河川改修事業に伴い、中心市街地の町道整備についても検討が必要です。
- 日常生活の基盤となる道路網の整備については、老朽化が進んでいることから、長寿命化による橋りょうや道路の舗装修繕など維持管理の計画的な整備が必要です。

施策の方向

- 地域と地域を結ぶ身近な生活道路の整備を進め、快適で安全な道路網の整備に努めます。
- また、道路や橋りょうの老朽化が進んでいることから安全確保を図るためにも橋りょう修繕や舗装修繕などの維持管理に努めます。

施策の概要

(1) 道路改良・舗装工事の推進

町民生活に最も密着した町道の整備については、円滑な交通の確保と利便性の向上を図るため、幹線道路を中心とした道路の改良を計画的に進めます。

また、舗装路面性状調査により損傷の激しい路線の安全確保を図ります。橋りょうについては、老朽化の激しい橋りょうを優先に効率的な補修整備に努めます。

(2) 協働による道路環境の整備

地域と町、県が連携し、地域にふさわしい道路づくりを推進して、道路の安全確保と環境整備を図ります。地域住民との協働による道路沿線の通行に支障となる草木等の除去作業を計画的に実施します。

河川環境整備の推進

災害に備えて河川の改修工事を進めるとともに、町内を流れる河川沿いには、桜並木と公園があり、身近な公園として親しまれ、四季を通じて美しい景観を見せていることから、自然環境に配慮した環境整備を協働により進めます。

前期の取組

- ◇ 千五沢ダムの改修工事が完了し、大雨等に対する施設の治水機能が強化されました。今出川河川改修工事では1工区（今出橋下流域）の用地買収等が進み、今須橋の撤去・架け替え工事が始まります。
- ◇ 北須川や支流となる普通河川等の計画的な浚渫工事を進めるとともに、河川クリーンアップ等を実施し河川災害の防止並びに良好な河川環境の維持に努めました。

今後の課題

- 国が進める緊急浚渫推進事業が令和6年度までとなっており、継続して予算が確保できるよう要望が必要となります。
- また、河川クリーンアップ事業では人口減少や高齢化が進み事業規模が縮小傾向にあり、事業の在り方も含め検討が求められます。

施策の方向

- 千五沢ダムの改修工事が完了し治水機能が強化されたほか、今出川の改修事業が行われることから、関係機関との連携を図り河川災害に備えて周辺環境の整備を図ります。
- また、計画的な堆砂除去を図り、町民に親しまれる河川環境を進めることから協働による河川環境の維持を図ります。

施策の概要

（1）河川堆砂の除去

河川の堆砂除去については、災害を防ぐためにも管理者である県と継続的に協議を行い、連携して整備を図ります。

（2）協働による河川環境の整備

地域住民の協力を得て草木等の除去・清掃作業等を行い、河川環境の整備を図ります。

住環境の整備

定住促進を図るために、誰もが住みやすい住まいづくりの推進や災害に強い住環境づくりに努めると共に町営住宅の整備による安定した住宅の供給を図ります。

前期の取組

- ◇ フラット35における子育て支援型利率軽減に関する協定を締結しました。
- ◇ 空き家バンク創設や各種補助金の交付により、空き家の利活用と適正管理を促しました。
- ◇ 民間宅地造成事業補助金により民間による宅地開発を支援しました。
- ◇ 浸水地域住宅かさ上げ事業費補助金により、令和元年東日本台風の浸水地域における、住宅取得を支援しました。
- ◇ 一般社団法人全国古民家再生協会福島との空き家に関する包括連携協定を締結しました。

今後の課題

空き家の適正な管理を促すための広報を強化するほか、倒壊の危険性や防犯上の観点も踏まえ、周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家の解消に向け、適切に法的措置を講ずるとともに、維持管理等に対し支援を行っていく必要があります。

施策の方向

定住促進を図るため、宅地・住宅取得の支援や空家等を含めた民間住宅の有効活用を進めることとあわせて、働く場所、子育て支援等、各施策を一体的に進めることで、移住、定住を促進します。

住宅等の耐震診断や耐震改修への支援、倒壊等のおそれがある空家等の解消を図り、災害に強い安全で安心できる住まいづくりを進めます。

また、高齢者などの需要に対応するため、住宅改修への支援を図り快適で質の高い住まいづくりを進めます。あわせて、町営住宅の長寿命化計画に基づき、整備を図り安定供給に努めます。

施策の概要

(1) 移住・定住促進に向けた住まいづくり

広く宅地開発に関する事業者等への支援を行い優良な宅地を確保するとともに、子育て・若者世帯等の住宅取得に対し支援をすることで移住・定住の促進を図ります。

また、空き家バンクを通じた健全空き家の情報発信や空き家利用者への支援等により、移住・定住の多様な住まい確保を図ります。

(2) 暮らしの安全・安心を支える住まいづくり

木造住宅の耐震診断により改修が必要とされた木造住宅の耐震改修を進めます。

また、倒壊等のおそれがある空家等については安全対策を図ります。

更に、空き家の不良化を未然に防止するため相談体制を強化するとともに、住教育セミナーの実施等を通して、所有者による空き家問題の早期解決を図る行動の動機付けを行います。

(3) 快適で質の高い住まいづくり

高齢者や障害者等へのバリアフリーを推進して、快適で質の高い住宅づくりを促進します。

また、GX（グリーントランスフォーメーション）に資する、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）などの持続可能な高品質住宅の取得を積極的に支援します。

(4) 住宅困窮者の居住安定に配慮した住まいづくり

町営住宅の計画的な長寿命化を進めることで、住宅困窮者に対する安価な住宅を安定的に供給するとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の確保を強化します。

上水道の整備

安全安心な水道水の安定的な供給のため、浄水場の更新も含め、非耐震・老朽施設の更新を図り、あわせて、給水区域の見直し及び水道料金の見直しを図ります。

前期の取組

- ◇ 安全・安心な水道水を安定的に給水していくため、原水、浄水の放射能モニタリング調査を継続しています。
- ◇ 令和3年9月30日、石川町水道事業の設置等に関する条例を改正し、給水区域の拡大を図りました。
- ◇ 老朽化している浄水施設については、凝集沈殿池の改修工事に着手しており、計画期間内の完了を目指しています。

今後の課題

安全・安心な水道水を安定的に給水していくため、老朽管の布設替えを計画的に行う必要がありますが、人口減少や節水器具の普及等に伴う、使用水量の減少や料金収入の減少が予測され、財源の確保を図ることが求められています。

また、配水管、配水池等の施設更新のほか資産台帳を整備する必要があります。老朽化している浄水施設については、計画的な更新や予防修繕等に努め、水道水の安定供給に努めます。

施策の方向

施設の建設・更新や耐震化を行うとともに、水源・水質管理体制の強化を図ります。給水区域の拡張に努め普及率の向上を目指すとともに、水道事業の効率化を進め運営基盤の強化を図ります。更に、多様化している住民ニーズへ対応するため、水道サービスの向上を図ります。

施策の概要

(1) 老朽施設の更新

安全・安心な水道水を安定的に給水ができるように、施設の建設・更新や耐震化を行うとともに、水源・水質管理体制の強化を図ります。

(2) 上水道事業の広域化並びに経営基盤の安定

将来の人口減少を見据えて、他自治体との広域連携について、県をはじめ関係機関と協議を進め経営の効率化を目指します。

また、同時に、施設の規模並びに、水道料金等の見直しを行い、経営基盤の強化を図ります。

(3) 水道用水供給事業の立ち上げ

水道法改正の関係から、水道用水供給事業の立ち上げに係る条件の整理、検討を図り、石川町・玉川村を構成団体とする水道用水供給体制の構築の検討を進めます。

公共交通網の整備

本町の公共交通における課題を解決し、将来的に持続可能な公共交通を維持・確保するため、みんなが主役となり、町民協働による持続可能な交通まちづくりを目指します。

前期の取組

- ◇ 鉄道については、運行ダイヤや施設改善について継続的な要望活動を展開したほか、福島県、沿線市町村、茨城県、関係機関との連携強化を図りながら、水郡線の利用促進に向け取り組みました。
- ◇ 生活路線バスについては、路線の維持確保を前提としながら、利用状況をかんがみ、路線廃止を含めた再構築を図りました。
- ◇ デマンド交通については、その導入に向けて買い物支援等ミニバスの実証運行に取り組みました。

今後の課題

水郡線の利用促進、生活路線バスの最適な運行など地域公共交通の再構築の取組を加速化するとともに、デマンド交通の導入などにより、豊かな暮らしのための交通を実現しなければなりません。

施策の方向

本町の地域特性及び町民の移動特性・ニーズに対応した公共交通体系を構築するため、周辺市町村と連携した広域的な公共交通ネットワークの体制確保を図ります。

また、将来的に持続可能な公共交通体系の構築に向けて、行政・交通事業者だけではなく、町民、地域、各種団体・機関等と連携・協働し、町全体が一体的になり、地域における重要な移動手段としての公共交通を支え、育み、発展させていく仕組み・体制づくりを行います。

施策の概要

(1) まちづくりと一体となった交通体系の構築

周辺市町村との「広域連携軸」と本町の「まちづくり」との整合が取れた地域公共交通の再編を図ります。また、各交通体系の役割を明確化し、持続可能な交通体系を構築することで、まちづくりに寄与します。

(2) 地域に応じた交通システムの導入

少子高齢化の進展、免許返納者対応等、車がなくても安心して「外出」できる交通システム導入による再編を図り、各地域・集落ニーズ・需要にあった高品質な公共サービスの提供を行い、外出機会を創出します。

(3) 全ての人がわかりやすい・使いやすい交通環境の形成

高齢者・町外からの通学者・来訪者など、町民だけでなく、誰でも迷わず使える公共交通環境づくりを推進することとあわせて、周知、PRに努め、利用促進を図ります。

(4) 様々な主体と協働・連携した共に創る交通まちづくりの推進

「商業」「観光」「医療」「学校」等、地域づくりに関わるさまざまな主体と協働・連携し、みんなが主役の「交通まちづくり」を推進します。

協働によるまちづくりの推進

それぞれの地域における歴史や地理的条件を踏まえ、地区まちづくり計画の策定を通じて浮き彫りになった課題や改善点の解消に向けて、町は全課体制で相談に応じ、積極的に支援していきます。

また、自治センターや自治協議会の活性化に向けて職員のスキルアップをはかるほか、人的支援を行います。

前期の取組

◇ 各地区における特色を活かしたまちづくり委員会の諸活動により、ものづくりや地域おこしイベント、景観形成など町行政が直営では難しい事業を展開できました。

今後の課題

新型コロナウイルス感染症の影響で各種行事やイベントが中止や縮小され地域におけるコミュニティが希薄化していることから、新たなイベント企画や地域活性化に向けたまちづくりが必要とされます。

施策の方向

自治協議会を中心として国が進める小さな拠点づくりを今後も進めていくとともに、運営面や資金面での自主性がより発揮できる指定管理者制度を推進し今後も地域課題の解決に向け必要な支援を行います。

施策の概要

（1）地区まちづくりの推進

各地区において、地域を主体とした「地区計画」による、地域の振興や地域課題の解決に向けた取り組みを支援します。

（2）推進体制の整備

地区計画の着実な推進を担保する町の体制整備を図ります。

（3）情報の収集発信

住民ニーズの把握に努め、優良先進事例の収集を行うとともに、現地視察研修や講演会の開催など、地域自治に関する情報を提供し、活動に反映できるよう努めます。

効率的な行財政運営

「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを真に追求し、住民福祉の増進を図るとともに、町の将来を想像しながら的確な行財政運営に努めます。

前期の取組

- ◇ 財政の健全性維持については、今後の計画的・持続可能な財政運営を行うことを目的とした「石川町財政計画」を令和5年10月に策定・公表し、進むべき方向性を示してきました。
- ◇ 公民連携については、令和2年度からアドバイザーを招き公民連携に関する職員や議員向け研修会を実施してきたほか、職員から提案のあった公民連携事業について案件協議を行い、公民連携事業の導入に努めてきました。
- ◇ 公共施設の効率的な管理については、公共施設総合管理計画に基づく長期的な視点の下、施設改修や長寿命化事業（町営住宅）の実施、旧学校施設・老人福祉施設を民間事業者へ無償貸与（旧中一小、旧沢田小、旧老人ホーム：学法石川学生寮）したほか、未利用施設の積極的な除却（旧老人福祉センター）などに努めてきました。
- ◇ 自主財源の確保のため、口座振替制度の利用を推奨するとともに、コンビニ・スマホ決済などの納付手段の拡大に努めました。

今後の課題

生産年齢人口の減少に伴い、計画的な職員の採用が困難となる見通しがある中で、行政に対するニーズの総量は増え続けており、全てのサービスを行政の力でカバーすることは不可能であると想定されます。こうした状況から、より少ない人員で行政ニーズを満たすための具体的な方策を検討する必要があります。

また、自主財源の確保のため、町税等の口座振替の勧奨を継続して行うほか、時代に対応した納付方法の検討や周知の徹底を図ります。

施策の方向

人口減少の影響が顕著に表れている現状の中において、財政の健全性の維持や効率的な財政運営が期待されており、こうした課題をクリアするため、公民連携による手法を積極的に取り入れ、民間等のアイデア・ノウハウ・技術力などを活用した町民サービスの提供を追求し、行財政運営の効率化・地域経済の活性化に努めます。

施策の概要

(1) 行政改革の推進

「石川町公民連携推進に関する基本方針」に基づき、公共施設の包括管理など、民間等との連携事業を導入することで、民間等のアイデア・ノウハウ・技術力などを活用し、多様なニーズに対応できるきめ細やかな行政サービスの提供を目指します。

(2) 自主財源の確保

町税収入を安定的に確保するため、町民の納税意識の高揚と納付方法の充実、周知を徹底し自主納付を促します。

また、内部資金の運用による自主財源の確保も検討します。

(3) 窓口サービスの充実

記帳台入力申請や転出入ワンストップ^oサービスにより書かない窓口の推進とマイナンバーカードを利用したコンビニ交付証明のさらなる増加等を目指し、町民の利便性と時代のニーズに適合した『便利でわかりやすく、やさしい窓口』を目指します。

(4) E B P M（証拠に基づく政策立案）の取組の推進

全ての事務事業の、事後的な効果検証が可能となるよう事前にK P I（重要業績評価指標）の設定と政策効果を検証するためのエビデンス（根拠）を明示するように努め、E B P M（証拠に基づく政策立案）の取組を推進します。

広域行政・地方分権

社会情勢の変化や、日常生活圏の拡大等により多様化、高度化する広域的課題に対し、周辺市町村との連携に取組み、広域行政、地方分権の推進を図ります。

前期の取組

- ◇ こおりやま広域連携中枢都市圏の連携を強化し、人口減少社会と社会環境の多様化・高度化に伴う行政課題に対しの確に対応できるよう、広域的な取組みを推進しました。
- ◇ 権限移譲について、移譲事務を拡大し、効率的な行政運営を図りました。
- ◇ 人材の確保と育成について、多様化、複雑化する行政ニーズに対応できる人材を育成するため、ふくしま自治研修センター等のほか、県への長期実務研修に職員を派遣しました。

今後の課題

医療、防災、環境、交通など広域的な行政需要に対応するため、関係自治体と連携し、広域行政を推進することが求められます。

施策の方向

広域的な課題に対応するため、連携中枢都市圏などの枠組みを活用しながら、関係市町村と連絡調整機能の充実を図り、連携を強化していきます。また、地方分権の流れの中で、国・県からの権限移譲を推進するとともに、多様化、複雑化する行政ニーズに対応できる人材の育成を図ります。

施策の概要

(1) 広域行政の推進

医療・福祉・公共インフラ等圏域住民に対する広域的なサービスの提供と広域的な課題に対応するため、こおりやま連携中枢都市圏の連携強化など、関係市町村と連絡調整機能の充実を図り、連携を強化します。

(2) 権限移譲の推進

町の自己決定権の拡充を図り、町民が広く参画する真の地方自治の実現を目指し、国県から、町へ権限移譲が推進されるよう努めます。

(3) 人材の確保・育成

多様化、複雑化する行政ニーズに対応できる高次の専門的、政策形成能力を有する職員の確保、育成に努めます。

また、国県、友好自治体、近隣自治体間の職員交流を進めます。

デジタル化の推進

行政情報の多様化・高度化を推進し、日常生活の利便性を高め、町民の皆さんが住みやすいまちづくりを目指します。

前期の取組

◇ 新型コロナウイルスの感染拡大は、日本のデジタル化の遅れや課題を顕在化させ、テレワークやオンライン会議などデジタルツールの使用を日常化させるなどデジタル化を急速に進展させる契機となりました。

◇ 町では、デジタル化に対応し、保護者と保育所が情報共有できる保育園アプリや非接触で子育て等の相談が出来るオンライン相談アプリ等を導入したほか、行政のデジタル化として、議会資料のペーパーレス化、オンライン会議環境や緊急時対応のためのテレワーク環境の構築、文書管理システムによるペーパーレス化などに取り組みました。

◇ 国が策定した「自治体DX推進計画」に基づき、マイナポータルを活用した行政手続のオンライン化や自治体情報システムの標準化・共通化を推進しました。

◇ 防災行政無線のデジタル化では、町内全世帯及び希望する事業所に個別受信機を整備したほか、防災行政無線で周知した内容をホームページやSNSで自動発信できる機能を実装するなど、デジタルを活用した的確かつ迅速な情報周知体制を構築しました。

今後の課題

新型コロナウイルス感染症は自治体のデジタル化を促進しましたが、デジタルインフラの整備、デジタルデバイドの解消、データ保護とセキュリティの強化など複数の課題を明らかにしました。

また、行政手続きのオンライン化に伴う業務プロセスの標準化、IT人材の育成、町民とのコミュニケーションの強化、災害対策としてのデジタル化の体制構築なども求められ、これらに対応するために長期的な視点での持続可能なシステム設計が必要となっています。

施策の方向

オンライン対象手続きの拡充に加え、各種通知や手続きのポータルサイトの役割を担う公式LINEの登録者数の増加を図ることで、より多くの町民がデジタル化のメリットを享受できる環境の構築に努めます。

また、国が唱える「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向けてはデジタルリテラシーの向上が必要であることから、高齢者を対象にしたスマートフォンの操作方法等の講習会を開催するなど、デジタル弱者に対する支援を講じることでデジタル格差を解消し、デジタルデバイスの利便性を認識してもらうとともに町民全体のリテラシー向上に努めます。

行政のデジタル化では、自治体情報システムの標準化・共通化を着実に推進するとともに、文書管理システムや電子決裁システムの活用により更なる事務の効率化を図ります。

施策の概要

(1) 地域デジタル化の推進

オンライン申請対象手続きの拡充により、より多くの行政手続きを自宅や外出先で申請できる環境を構築します。また、公式LINEの登録者数の増加を図り、より多くの町民がデジタルを享受できる環境の構築を目指します。

また、デジタル技術の進化とともにサイバー攻撃も複雑化・巧妙化していることから、情報セキュリティ対策の強化を図り個人情報の保護に努めます。

(2) 行政デジタル化の推進

文書管理、電子決裁、ペーパーレス会議システムなどのデジタル技術の活用による情報共有と管理の効率化及び決裁プロセスの迅速化により事務の効率化を図ります。

また、業務の洗い出し、事務フローの標準化や見える化などのBPR（業務改革）の実施により、シンプルで効率的なプロセスへと業務改善し、質の高い町民サービスの提供を目指します。

町民参加

行政情報を分かりやすく町民の皆さんに伝えるとともに、町政懇談会等の広聴活動を進め、町民参加のまちづくりを目指します。

前期の取組

- ◇ 毎月1回、主に個人の方を対象とした「町民対話の日」を設けているほか、団体・グループ向けの要望に応じて出前対話を実施しています。
- ◇ ホームページのリニューアルにより利便性の向上を図ったほか、ツイッターやフェイスブック、LINEなど多様なツールを活用し情報発信ができる環境を整えました。また、防災行政無線情報のホームページ連携を行いました。

今後の課題

町の施策を説明し意見を求める形式で行ってきたこれまでの町政懇談会は、区役員のほか特定少数の出席者となるなど、ニーズは決して高くないと言えます。一方、町民対話にはコンスタントに申し込みがありますが、多数は町長に直接要望を伝える場となっています。

幅広い年齢層において利用者が多く、今後最も活用が期待される公式LINEにおいては、「プッシュ通知」を活用するために友達登録数を増やすことが必要であり、課題でもあります。

施策の方向

広報媒体は時代とともに多様化しており、時代の潮流を捉え効果的な媒体を選択し、活用していく必要があります。一方でデジタル弱者への配慮は必要であり、必要なものについては紙媒体の発行を継続します。

行政側で既存の広聴手段によって、日常的に意見や要望を把握できている町民層だけでなく、サイレント・マジョリティのニーズ把握も重要と考えられるため、町民の声なき声を広く聴取する取組みを進めます。

施策の概要

(1) 多様な手段による効果的な情報発信

広報紙やホームページのほか、町公式LINEなどのSNSやデジタルサイネージの活用により、町民に伝えたい情報が確実に届くように、広報活動の充実に努めます。

また、公式LINEの友達登録数を増やすための取組みについても検討します。

(2) 広聴の充実

「町民対話の日」や「出前対話の日」など町民との直接の対話機会を継続していくほか、ICTの活用などにより、町民提案や町政に対する意見の聴取に努めます。

(3) 町民協働型まちづくりの推進

自治センターの指定管理者制度を活用し、施設の効用を最大限に発揮し町民の平等な利用の確保やサービス向上を図り施設における経費の削減、安定した人員、資産その他の経営規模の確保を図ります。

また、その他の地区においては地域課題について話し合う場を設定するとともに、指定管理者制度に向けた支援を行います。

(4) コミュニティ活動の充実

自治協議会を中心にイベントの開催や話し合いの場の設定など、ともに活動できる場所をつくり地域コミュニティの活性化を図ります。

まちなか再生の推進

人と人が交流する重要な場所であるまちなかで、イベントやコミュニティ活動などを、町民、事業者、行政が、官民協働・公民連携の持続可能なまちづくりを実施することにより、活力と賑わいのあるまちなかを実現するための事業を推進します。

前期の取組

◇ モトガッコや鈴木重謙屋敷を拠点としたイベント開催や講演会などを開催してきましたが、一部の町民の利活用にとどまっており、住民同士の交流にまではつながっていないなどの課題が残りました。

今後の課題

人口減少と少子高齢化は大きな課題であり、特に中心市街地においては急速な進行がみられ、歩行者の通行量や商店街の売り上げも減少しており、商業の活力低下も深刻になっています。

また、令和元年東日本台風の被害や河川工事に伴う移転、経営者の高齢化や後継者不足による空き家、空き店舗の増大により、まちなかの交流人口の減少が大きな課題となっています。

施策の方向

町所有地及び中心市街地に存在する地域資源を有効に活用し「まちなか」の活力とにぎわいを取り戻します。将来において、持続可能なまちづくりを実現していくため、まちなか拠点を中心とした、官民協働・公民連携のまちづくりの体制を構築し、将来にむけての「人づくり」も行います。

施策の概要

（1）まちなかの拠点づくり

まちなかの空き家・空き地等の地域資源を有効活用し、拠点整備を推進しまちなかのにぎわいづくりを行います。

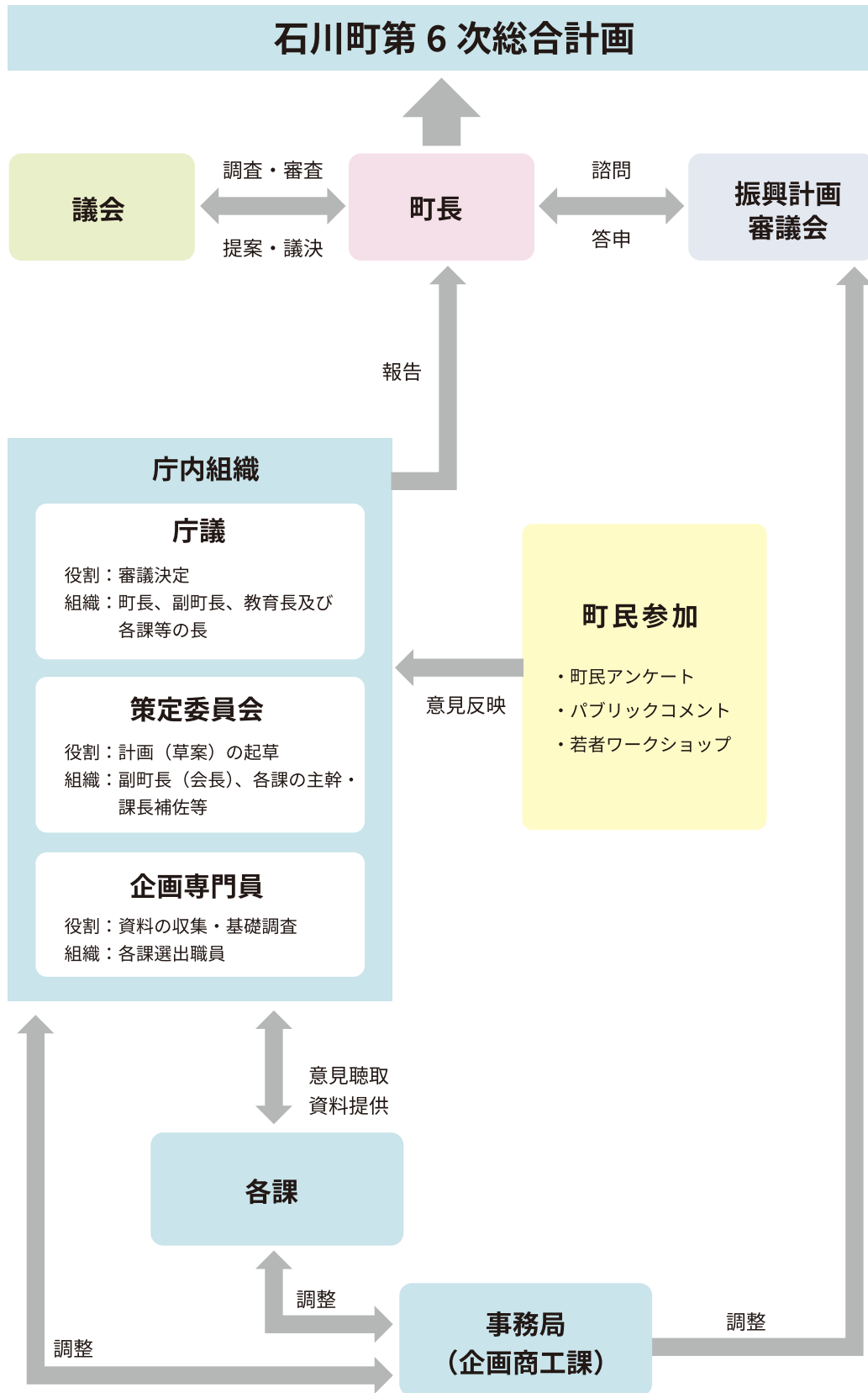
（2）まちなかの賑わいづくり

まちなかに整備する拠点施設を核に、町民や高校生が主体となって官民協働・公民連携での「コト」を興す取り組みのための仕組み及び体制づくりを支援します。

資料編

1. 策定体制	94
2. 石川町振興計画審議会への諮問及び答申	95
3. 策定経過	97
4. 若者ワークショップの実施	98
5. パブリックコメント(意見公募)の実施	100
6. アンケートの実施	100

1. 策定体制



2. 石川町振興計画審議会への諮問及び答申

諮問書

石川町振興計画審議会 会長 橋本 裕美子 様	5 企 第 793 号 令和6年1月30日
	石川町長 塩田 金次郎
石川町第6次総合計画後期基本計画(案)について(諮問)	
石川町振興計画審議会条例(昭和45年条例第22号)第2条の規定に基づき、別冊の「石川町第6次総合計画後期基本計画(案)」について貴審議会の意見を求めます。	

答申書

石川町長 塩田 金次郎 様	令和6年2月13日
	石川町振興計画審議会 会長 橋本 裕美子
石川町第6次総合計画後期基本計画(案)について(答申)	
令和6年1月30日付け5企第793号で諮問のありました「石川町第6次総合計画後期基本計画(案)」について、慎重に審議を行った結果、今後のまちづくりの指針として適当なものと認めます。	
なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮し、各施策を着実に実施していただくよう要望します。	
記	
本町の将来像「共に創る幸せ実現のまち」に向け、町民力・民間活力・地域資源を最大限に活かしながら、一人ひとりが地域の一員として尊重され、誰もが生きがいや喜びを感じながら暮らせるまちづくりを推進すること。	
これまでの施策の成果や課題を継承しながら、人口減少・少子高齢化の進行が顕著である状況を踏まえて、雇用の場の確保や子育て支援など積極的な定住促進に努めるとともに、高齢化が進行する状況にあっても、安心して生活を送れる地域社会の形成に努めること。	
基本計画に基づく事務事業の成果が明確にわかる指標等を活用しながら進捗状況を的確に検証し、社会情勢の変化や町民ニーズに応じた見直しを図りながら、効率的・効果的な施策を構築・展開し、町民満足度を向上させること。	
この答申のほか、当審議会の審議過程において出された意見や提案、町民からの提言、町民アンケート等の結果を十分尊重し、民意を反映した適時適切な施策を講じること。	

石川町振興計画審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

所属等	氏名	備考
学識経験者	橋本 裕美子	会長
学識経験者	沼田 典雄	副会長
学識経験者	福田 量次	
関係団体の職員 (石川町商工会 会長)	橋本 栄一	
関係団体の職員 (夢みなみ農業協同組合 いしかわ地区統括部長 兼 いしかわ営農センター長)	石川 修二	
関係団体の職員 (石川町民生児童委員協議会 会長)	高原 孝	
関係団体の職員 (石川郡医師会 会長)	田畑 裕	
関係団体の職員 (石川町文化協会 副会長)	郷 徹	
関係団体の職員 (石川町婦人会連絡協議会 会長)	三本木 美智子	
関係団体の職員 (一般社団法人いわき石川青年会議所 理事長)	和知 勇希	
関係団体の職員 (一般社団法人地域商社 Sakuraize 理事長)	野本 和義	
町民代表	大竹 裕子	
町民代表	紀陸 聖子	
町民代表	添田 ヒロ子	
町民代表	玉木 陽祐	

3. 策定経過

月日 (令和5年度)	町民参加	振興計画審議会	町議会	庁内
5月29日				策定方針の決定
6月1日			議員全員協議会 〔策定方針説明〕	
8月23日	第1回 若者ワークショップ 開催			
8月28日	町民アンケート実施 (～9月15日)			
8月30日	第2回 若者ワークショップ 開催			
9月5日	中学生アンケート実施 (～9月15日)			
10月16日				町民アンケート及び 中学生アンケート 結果共有
10月23日			議員全員協議会 〔アンケート結果説明〕	
10月24日				策定委員会 〔素案起草依頼〕
11月20日				素案の決定
11月27日			議員全員協議会 〔素案説明〕	
12月7日			議員全員協議会 〔意見聴取〕	
12月18日		審議会 (任命、会長及び副会長の選任、策定方針・ アンケート結果・素案共有、素案審議)		
1月29日				原案の決定
1月30日	パブリックコメント (～2月13日)	審議会 〔諮問、原案審議(分野別審議)〕		
1月31日			議員全員協議会 〔原案説明〕	
2月13日		審議会 〔答申内容検討、答申〕		
3月4日				後期基本計画の決定
3月7日			議員全員協議会 〔後期基本計画の説明〕	
3月19日			後期基本計画の議決	

4. 若者ワークショップの実施

次の時代を担う若者の意見をこの計画に反映させるため、若者ワークショップを開催しました。

第1回若者ワークショップ

【開催日】 令和5年8月23日（水）

【場 所】 モトガッコルーム2

【参加者】 10名

【内 容】

参加者が「石川の良いところ」と「石川らしさ」について付箋に書き出し、グループごとに模造紙上で意見を整理しました。

【結 果】

「石川町の良さ」に関して40件、「石川らしさ」に関して66件の計106件の意見が出されました。

意見の内容として、「教育・文化・スポーツ」の分野が42%と最も多く、次いで「産業・観光」の分野33%となりました。

第2回若者ワークショップ

【開催日】 令和5年8月30日（水）

【場 所】 モトガッコルーム2

【参加者】 9名

【内 容】

「10年後に理想とする石川町」について付箋に書き出し、グループごとに模造紙上で意見を整理しました。

【結 果】

全部で51件の意見が出されました。

意見の内容として、「産業・観光」の分野が12件で最も多く、次いで「保健・福祉・医療」と「その他」の意見がそれぞれ11件となりました。

石川町第6次総合計画後期基本計画

若者ワークショップ メンバー募集

令和6年度から令和10年度までを計画期間とする、第6次総合計画の後期基本計画の策定にあたり、若い世代のご意見を参考とするため「若者ワークショップ」を開催します。ぜひご参加ください！

【第1回】 令和5年8月23日(水)
18:30～ 会場：モトガッコ ルーム2〔2階〕

【第2回】 令和5年8月30日(水)
18:30～ 会場：モトガッコ ルーム2〔2階〕

募集人数	10名程度 (応募多数の場合は抽選になります)	募集対象	概ね18歳以上35歳以下の町内在住者又は町内に通勤している方(高校生を除く)
テーマ	<p>【第1回】石川町の良さは何ですか？ また、他のまちにはない、「石川らしさ」とは何でしょうか？</p> <p>【第2回】10年後の石川町はどんなまちになって欲しいですか？ そのために取り組むべきことは何でしょうか？</p>		
応募方法	下の二次元コードを読み取って、申込書フォームに必要事項記入し、申し込んでください。		
申込締切	令和5年8月11日(金)		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・謝礼の支払いはありません。 ・全2回の両日参加を基本とします。 		



問合せ先 石川町役場 企画商工課 企画係 ☎0247-26-9114



若者ワークショップ
実施結果報告

5. パブリックコメント（意見公募）の実施

この計画を策定するにあたり、広くその原案内容を公表し、意見を寄せていただくことで町民参画の機会を確保しました。

【意見募集期間】

令和6年1月30日（火）から令和6年2月13日（火）まで

【意見提出者数及び件数】

2名 12件

6. アンケートの実施

1.実施内容

(1) 目的

この計画を策定するにあたり、これまでの町の取り組みを評価していただくとともに、社会経済情勢の変化に対応した行政運営の参考とさせていただくことを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

項目	町民アンケート	中学生アンケート
対象者	町内在住20歳以上の方 (無作為抽出)	石川中学校の全生徒
実施期間	令和5年8月28日(月) ～9月15日(金)	令和5年9月5日(火) ～9月15日(金)
実施方法	郵送配布、郵送回収による 本人記入方式又はWeb回答方式	WEB回答方式
配布数	1,600件	365件
有効回収数	613件	287件
有効回収率	38.3%	78.6%

II.調査結果

(1) 町民アンケート結果

① 設問内容

第6次総合計画の施策ごとに「満足度」、「重要度」の5段階評価を実施。

◇「満足度」：これまでの町の取り組みにどれくらい満足しているか。

(満足5点、やや満足4点、普通3点、やや不満2点、不満1点のうち、1つに○を付ける。)

◇「重要度」：これまでの、又はこれからの取り組みをどれくらい重要と考えるか。

(重要5点、やや重要4点、普通3点、あまり重要でない2点、重要でない1点のうち、1つに○を付ける。)

設問一覧

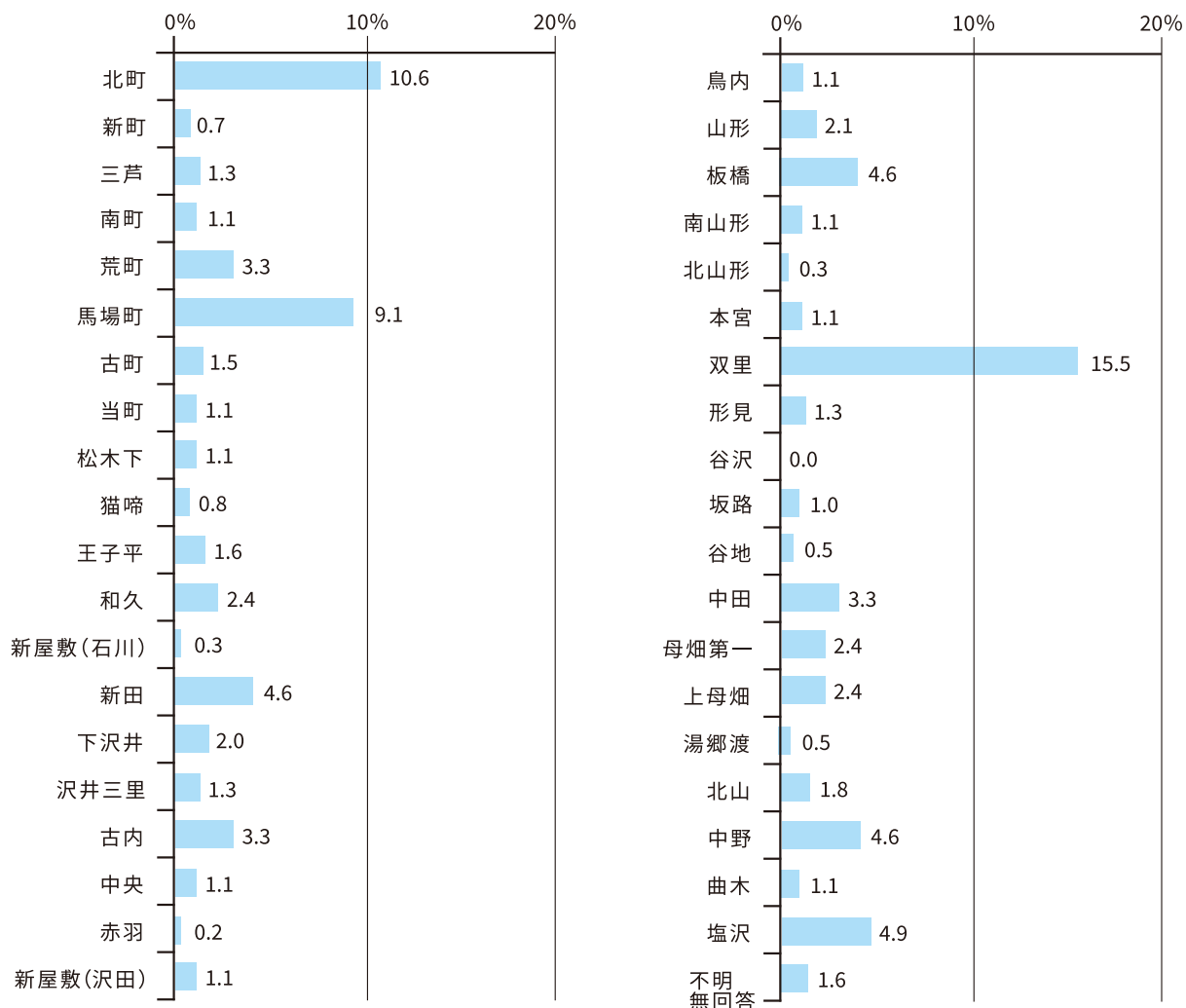
目 標	設 問	施 策	目 標	設 問	施 策	
保健 福祉 医療	問1	地域福祉の推進	防災 生活環境	問19	交通安全・防犯対策の充実	
	問2	児童福祉の充実		問20	資源循環の推進	
	問3	保健・医療の充実		問21	放射能対策の推進	
	問4	障がい者福祉の充実	生活基盤	問22	土地利用の推進	
	問5	高齢者福祉の充実		問23	生活道路の充実	
	問6	人権尊重・権利擁護の推進		問24	河川環境整備の推進	
	問7	保険制度		問25	住環境の整備	
産業 観光	問8	農林業の振興		問26	上水道の整備	
	問9	商工業の振興		問27	公共交通網の整備	
	問10	雇用の創出		地域自治 行政運営	問28	協働によるまちづくりの推進
	問11	観光の振興	問29		効率的な行財政運営	
教育 文化 スポーツ	問12	生涯学習の推進	問30		広域行政・地方分権	
	問13	社会教育の充実	問31		情報化の推進	
	問14	学校教育の充実	問32	町民参加		
	問15	文化の振興と歴史資源の継承	問33	まちなか再生の推進		
	防災 生活環境	問16	鉱物の保存・活用	人口減少	問34	人口減少への関心
		問17	スポーツの振興		問35	人口減少対策
	問18	消防・防災対策の充実	総合満足	問36	総合満足度	

② 回答者の属性

ア.現在お住まいの行政区

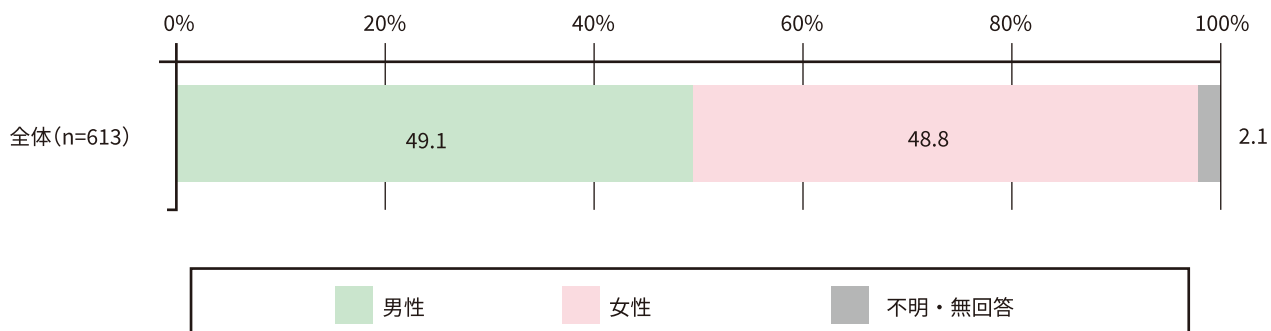
「双里」が15.5%と最も高く、次いで「北町」が10.6%、「馬場町」が9.1%となりました。

全体(n=613)



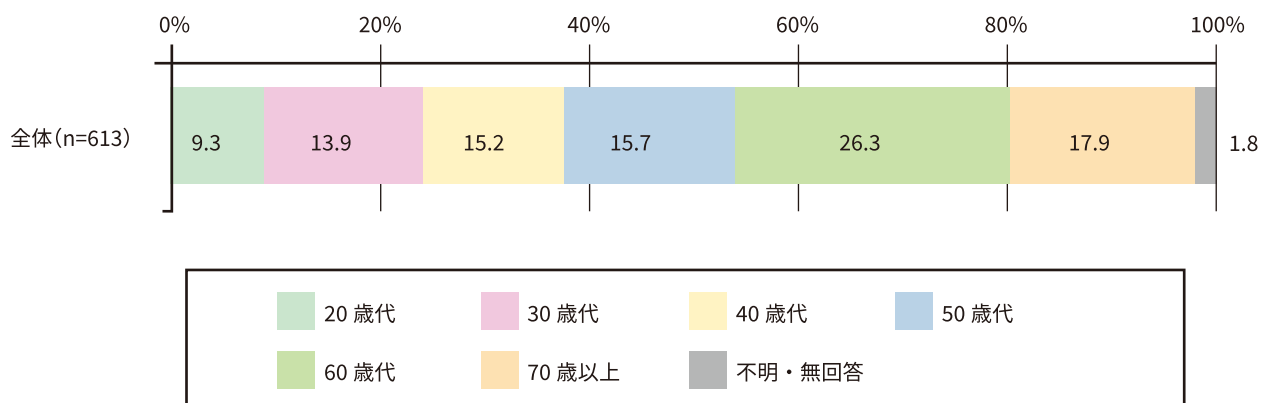
イ.性別

「男性」が49.1%、「女性」が48.8%、「不明・無回答」が2.1%となりました。



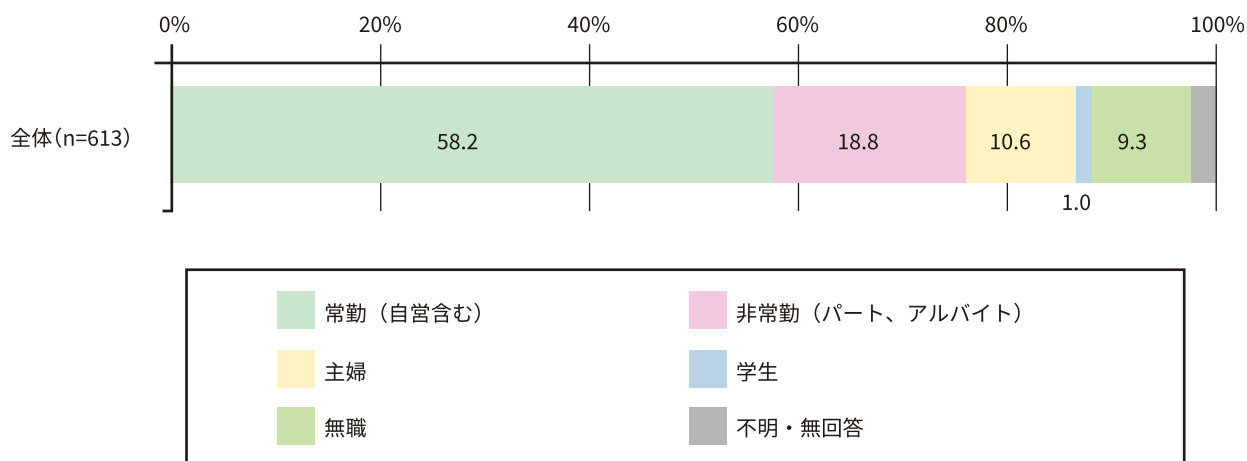
ウ.年齢

「60歳代」が26.3%と最も高く、次いで「70歳以上」が17.9%、「50歳代」が15.7%となりました。



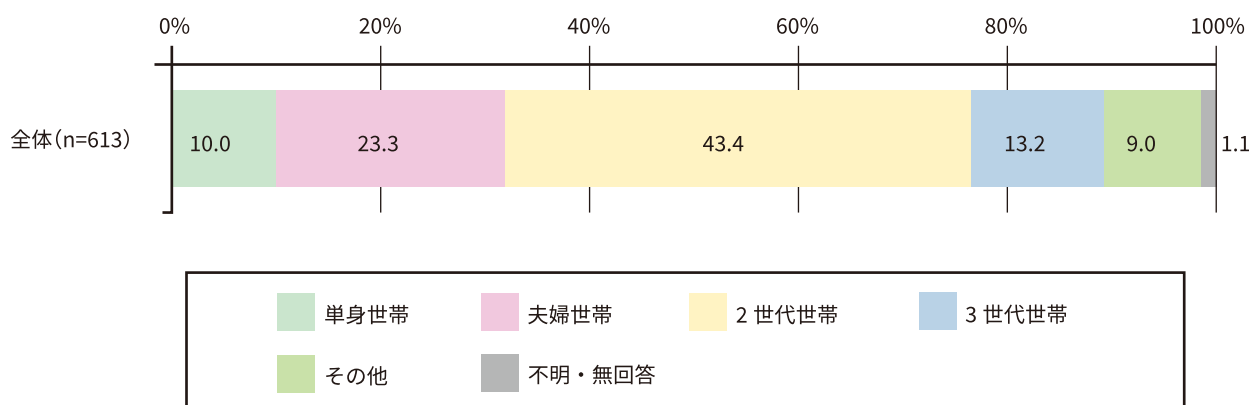
エ.職業

「常勤（自営含む）」が58.2%と最も高く、次いで「非常勤（パート、アルバイト）」が18.8%、「主婦」が10.6%となりました。



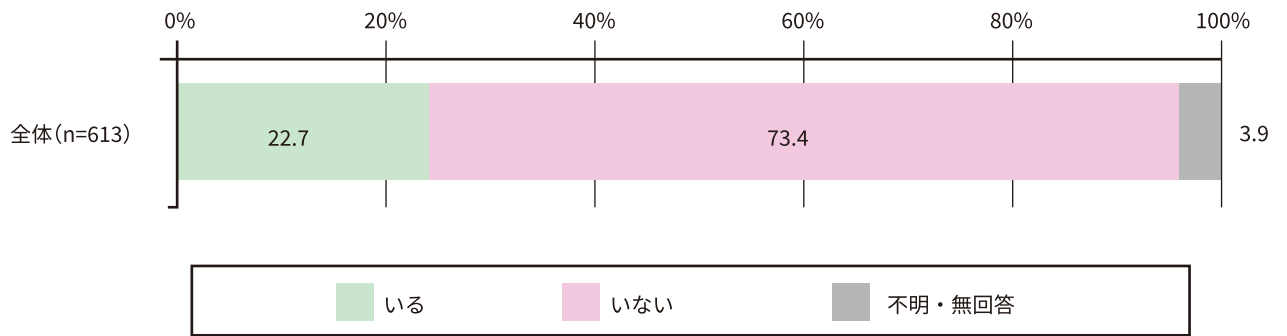
オ.家族構成

「2世代世帯」が43.4%と最も高く、次いで「夫婦世帯」が23.3%、「3世代世帯」が13.2%となりました。



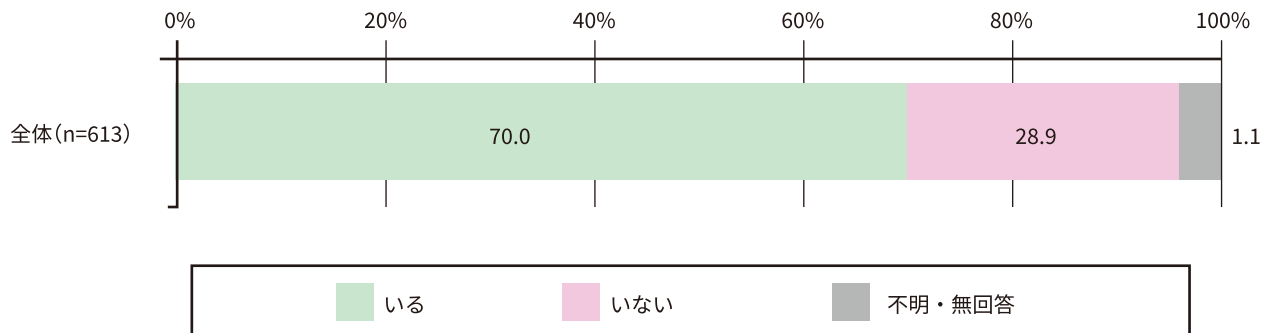
カ.同居家族の中の
高校生以下の子ども

「いない」が73.4%と、「いる」の22.7%を上回りました。



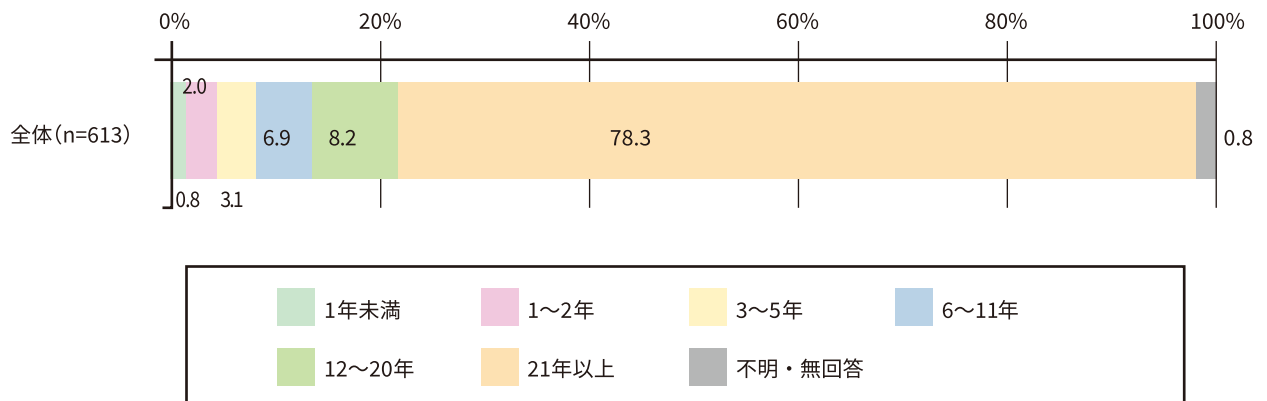
キ.同居家族の中の（自身を含む）
65歳以上の方

「いる」が70.0%と、「いない」の28.9%を上回りました。



ク.石川町での居住年数

「21年以上」が78.3%と最も高く、次いで「12～20年」が8.2%、「6～11年」が6.9%となりました。



③ 調査結果

ア.満足度

総合計画の33施策の満足度は、「文化の振興と歴史資源の継承」が3.02ポイントと最も高く、次いで「社会教育の充実」が2.96ポイント、「保険制度」が2.95ポイントとなりました。

順位	施策	得点
1位	文化の振興と歴史資源の継承	3.02
2位	社会教育の充実	2.96
3位	保険制度	2.95
4位	保健・医療の充実	2.95
5位	学校教育の充実	2.93
6位	町民参加	2.93
7位	協働によるまちづくりの推進	2.93
8位	情報化の推進	2.93
9位	鉱物の保存・活用	2.92
10位	交通安全・防犯対策の充実	2.92
11位	消防・防災対策の充実	2.91
12位	放射能対策の推進	2.90
13位	資源循環の推進	2.90
14位	児童福祉の充実	2.90
15位	広域行政・地方分権	2.87
16位	人権尊重・権利擁護の推進	2.87
17位	高齢者福祉の充実	2.86

順位	施策	得点
18位	生涯学習の推進	2.83
19位	障がい者福祉の充実	2.83
20位	スポーツの振興	2.81
21位	効率的な行財政運営	2.80
22位	地域福祉の推進	2.78
23位	観光の振興	2.74
24位	まちなか再生の推進	2.69
25位	住環境の整備	2.68
26位	河川環境整備の推進	2.67
27位	公共交通網の整備	2.65
28位	上水道の整備	2.59
29位	商工業の振興	2.56
30位	農林業の振興	2.52
31位	生活道路の充実	2.50
32位	土地利用の推進	2.47
33位	雇用の創出	2.39
平均点		2.79

※得点は、小数点第3位を四捨五入して求めており、その得点と同値となる場合は、四捨五入前の得点を比較して順位付けを行っています。

イ.重要度

総合計画の33施策の重要度は、「保健・医療の充実」が4.43ポイントと最も高く、次いで「児童福祉の充実」が4.42ポイント、「雇用の創出」が4.27ポイントとなりました。

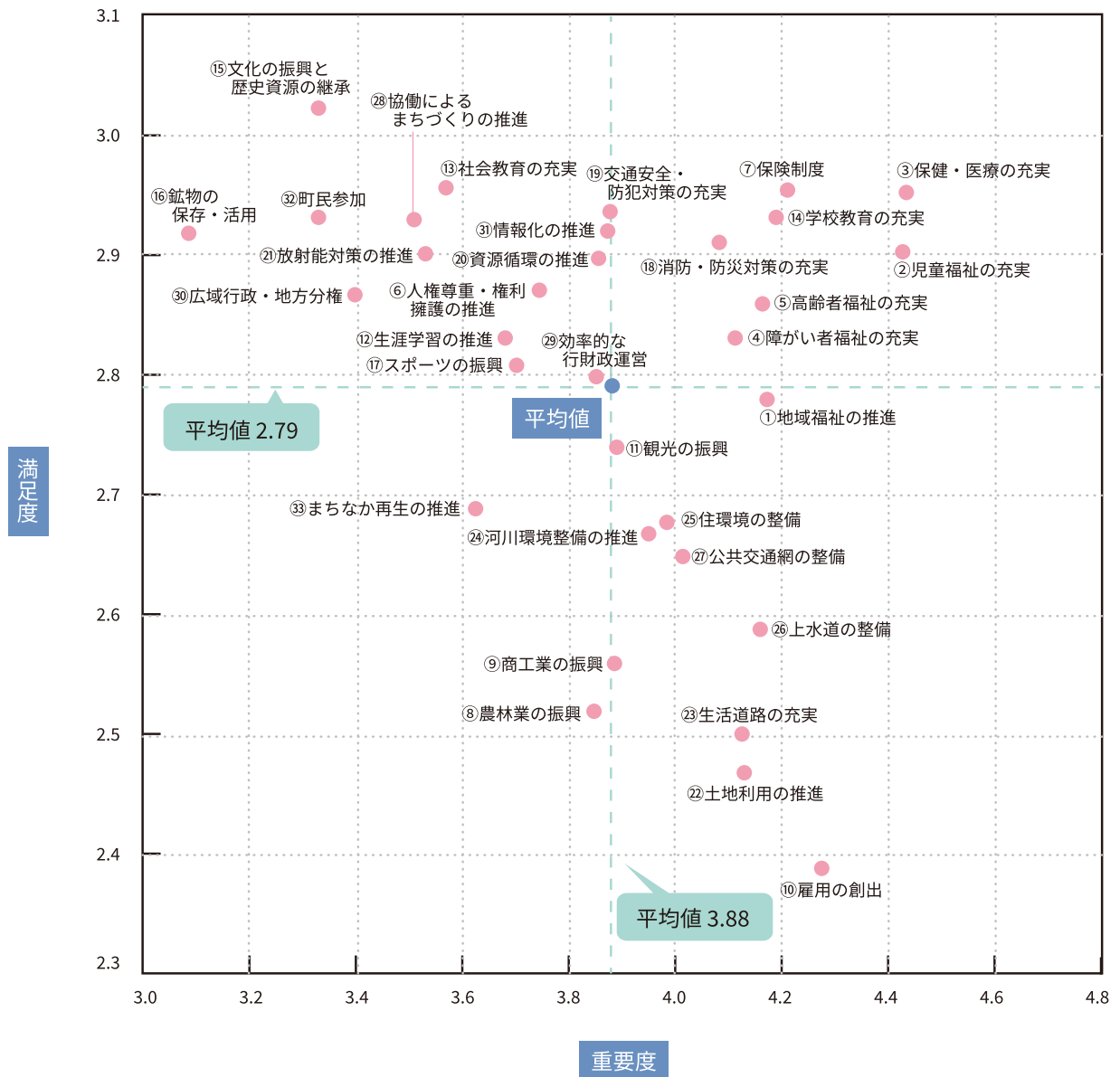
順位	施策	得点
1位	保健・医療の充実	4.43
2位	児童福祉の充実	4.42
3位	雇用の創出	4.27
4位	保険制度	4.21
5位	学校教育の充実	4.19
6位	地域福祉の推進	4.17
7位	高齢者福祉の充実	4.16
8位	上水道の整備	4.15
9位	土地利用の推進	4.13
10位	生活道路の充実	4.12
11位	障がい者福祉の充実	4.11
12位	消防・防災対策の充実	4.08
13位	公共交通網の整備	4.01
14位	住環境の整備	3.98
15位	河川環境整備の推進	3.95
16位	観光の振興	3.88
17位	情報化の推進	3.88

順位	施策	得点
18位	商工業の振興	3.88
19位	交通安全・防犯対策の充実	3.87
20位	資源循環の推進	3.85
21位	効率的な行財政運営	3.85
22位	農林業の振興	3.84
23位	人権尊重・権利擁護の推進	3.74
24位	スポーツの振興	3.70
25位	生涯学習の推進	3.68
26位	まちなか再生の推進	3.62
27位	社会教育の充実	3.57
28位	放射能対策の推進	3.53
29位	協働によるまちづくりの推進	3.51
30位	広域行政・地方分権	3.40
31位	町民参加	3.33
32位	文化の振興と歴史資源の継承	3.33
33位	鉱物の保存・活用	3.09
平均点		3.88

※得点は、小数点第3位を四捨五入して求めており、その得点が同値となる場合は、四捨五入前の得点を比較して順位付けを行っています。

ウ. 散布図

満足度重要度の散布は、次のとおりとなりました。

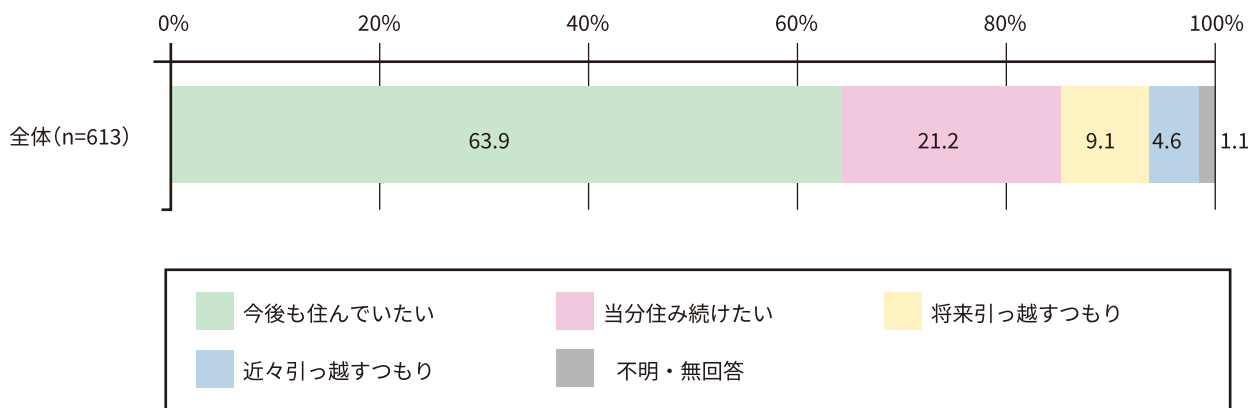


エ. 総合計画の施策以外の設問

〔人口減少等〕

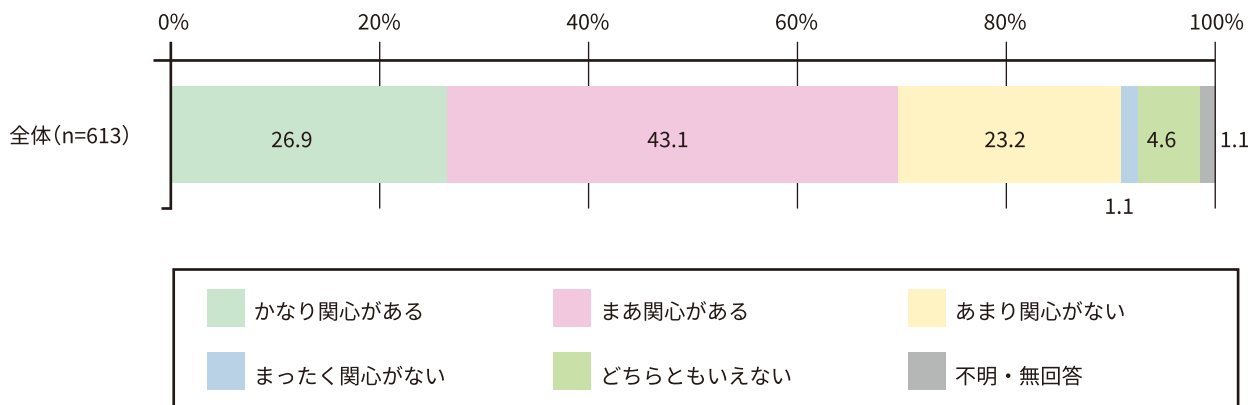
● 今後も石川町に住み続けたいと思いますか

「今後も住んでいたい」が63.9%と最も高く、次いで「当分住み続けたい」が21.2%、「将来引っ越すつもり」が9.1%となりました。



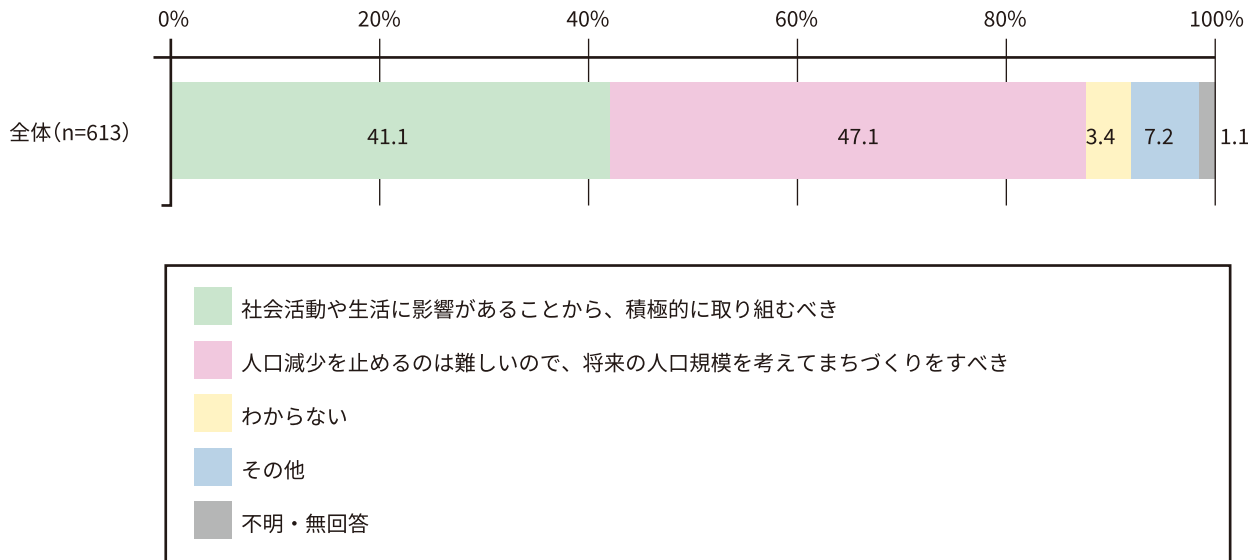
● 石川町の人口減少（将来人口推計）について、関心がありますか

「まあ関心がある」が43.1%と最も高く、次いで「かなり関心がある」が26.9%、「あまり関心がない」が23.2%となりました。



● あなたは、石川町の人口減少について、どうしたらよいと思いますか

「人口減少を止めるのは難しいので、将来の人口規模を考えてまちづくりをすべき」が47.1%と最も高く、次いで「社会活動や生活に影響があることから、積極的に取り組むべき」が41.1%、「その他」が7.2%となりました。

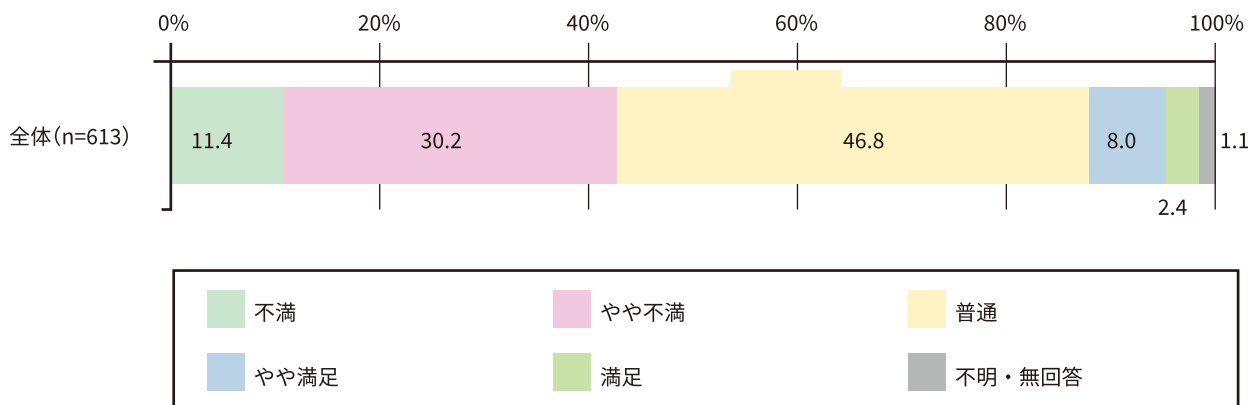


〔総合満足度〕

● あなたは、石川町の取り組み全体について、どれくらい満足していますか

- ・総合的に考えた場合の満足度について、5段階の中から、あなたのお考えに最も近いものを1つ選んで○印をお付けください

「普通」が46.8%と最も高く、次いで「やや不満」が30.2%、「不満」が11.4%となりました。

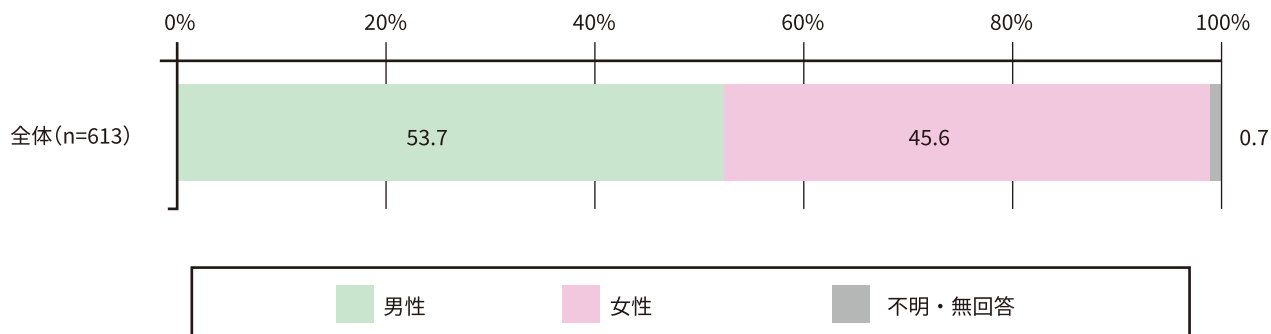


(2) 中学生アンケート結果

① 回答者の属性

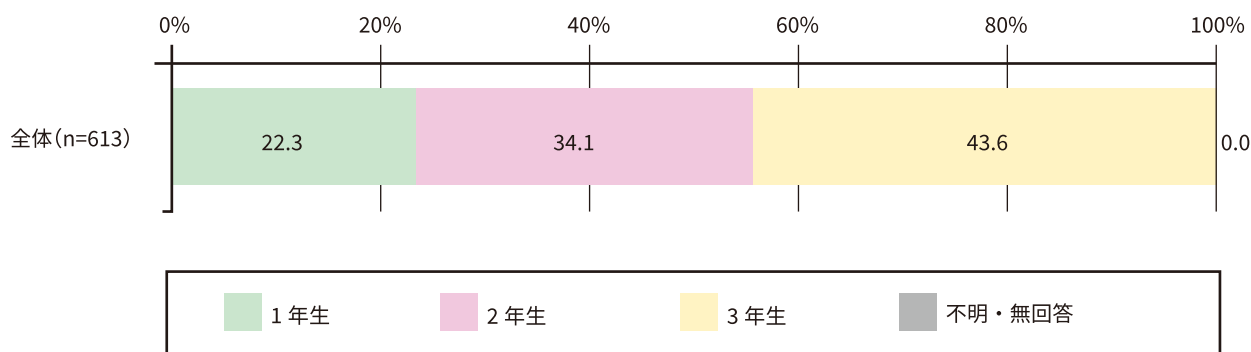
ア.あなたの性別を
選択してください

「男性」が53.7%、「女性」が45.6%となりました。



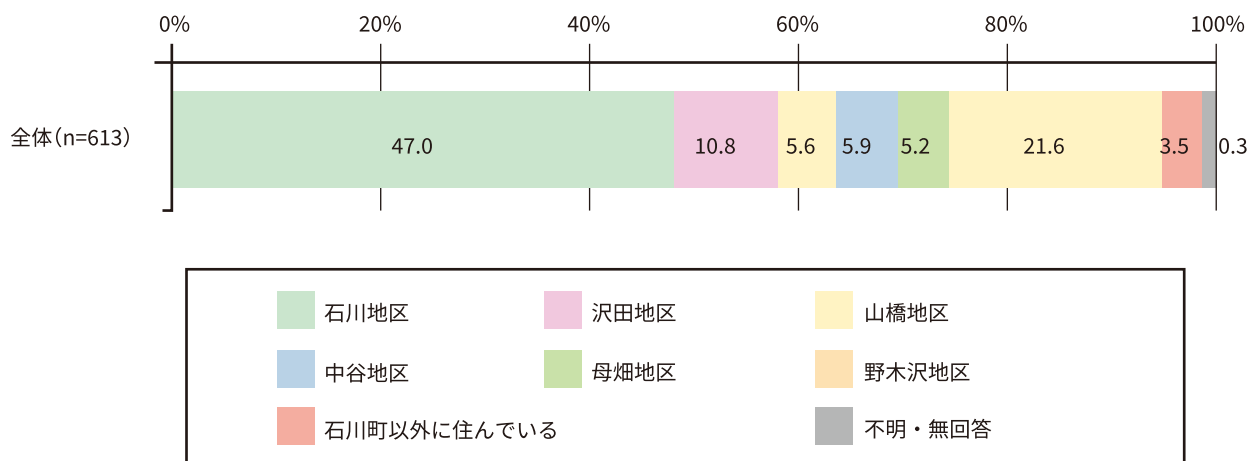
イ.あなたの学年を
選択してください

「3年生」が43.6%と最も高く、次いで「2年生」が34.1%、「1年生」が22.3%となりました。



ウ.あなたが住んでいる
地区はどこですか

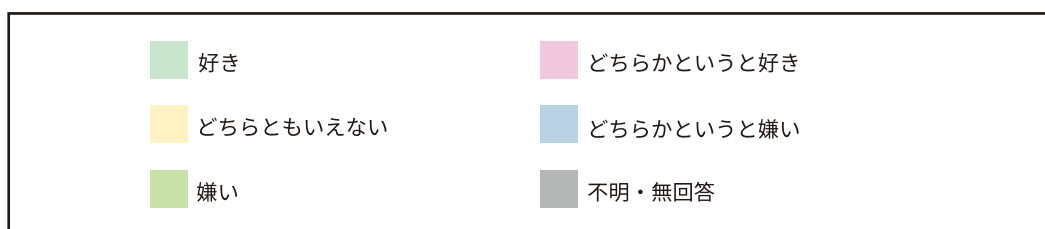
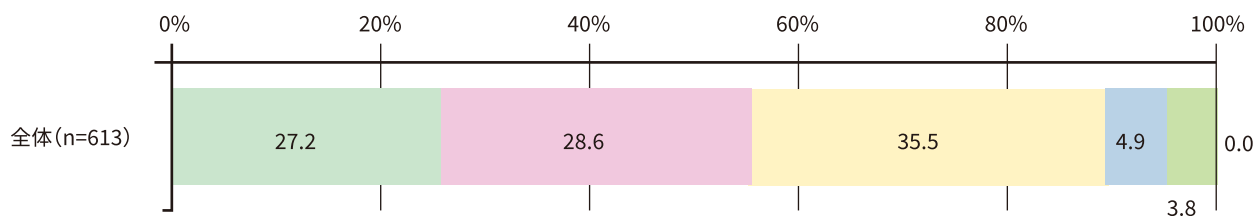
「石川地区」が47.0%と最も高く、次いで「野木沢地区」が21.6%、「沢田地区」が10.8%となりました。



② 調査結果

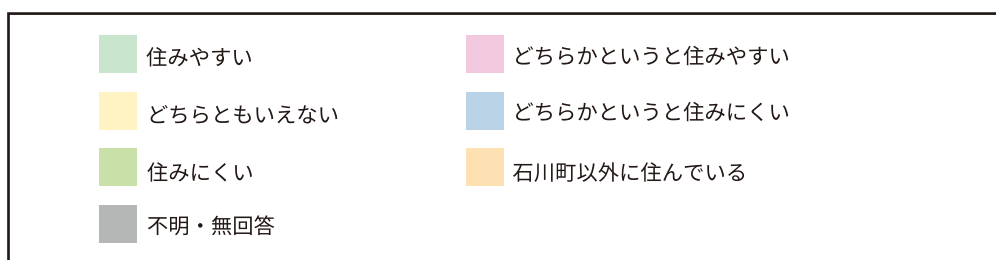
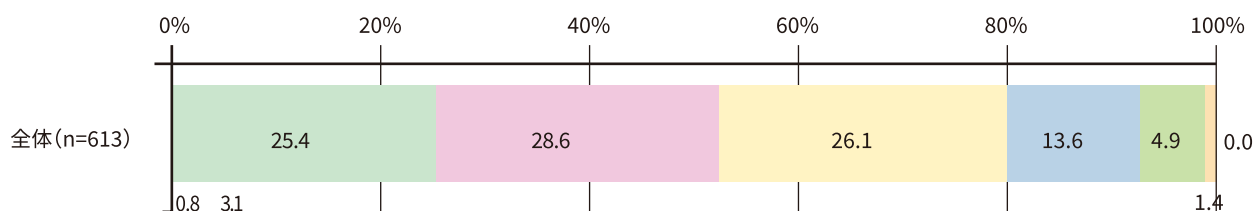
ア.あなたは石川町をどのように
思っていますか

「どちらともいえない」が35.5%と最も高く、次いで「どちらかという好き」が28.6%、「好き」が27.2%となりました。



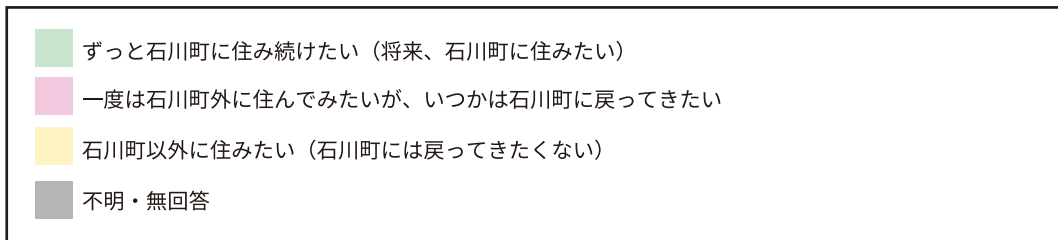
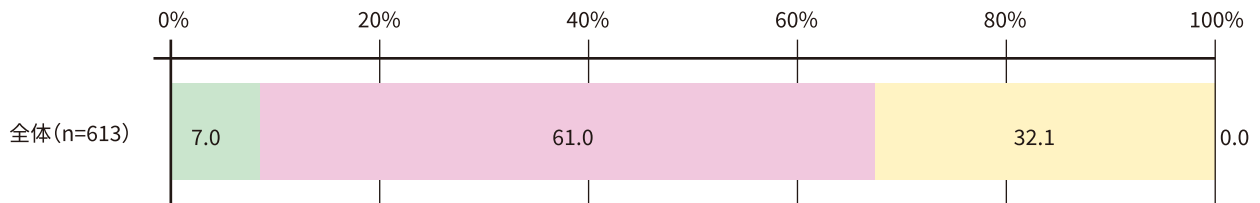
イ.あなたは石川町を
住みやすいまちだと思いますか

「どちらかという住みやすい」が28.6%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が26.1%、「住みやすい」が25.4%となりました。



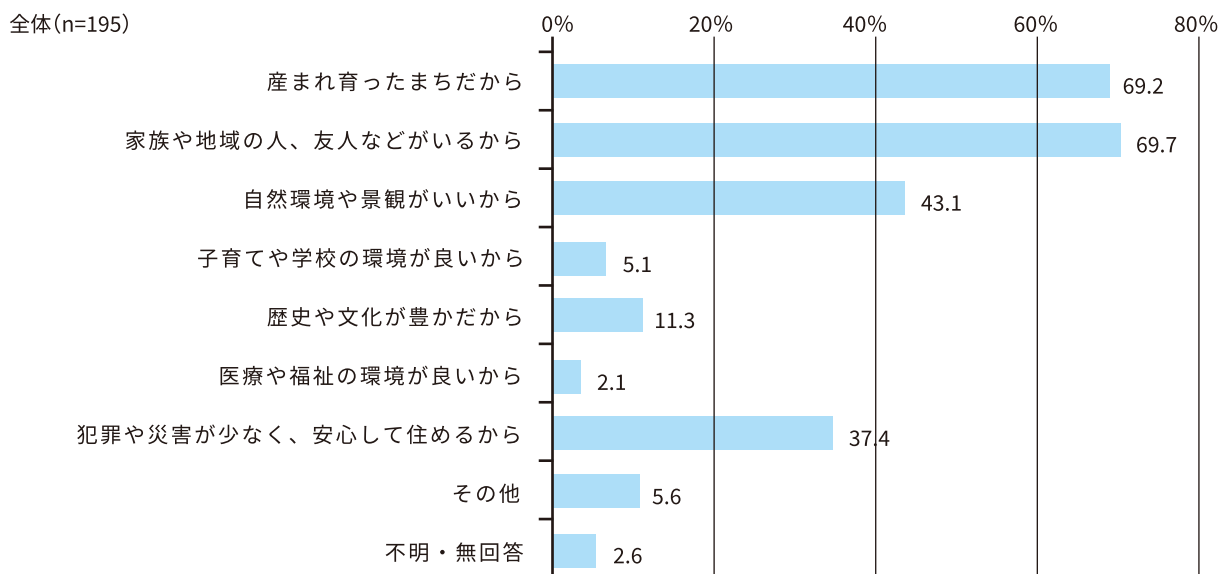
ウ.あなたは大人になっても、石川町に住み続けたいと思いますか

「一度は石川町外に住んでみたいが、いつかは石川町に戻ってきたい」が61.0%と最も高く、次いで「石川町以外に住みたい（石川町には戻ってきたくない）」が32.1%、「ずっと石川町に住み続けたい（将来、石川町に住みたい）」が7.0%となりました。



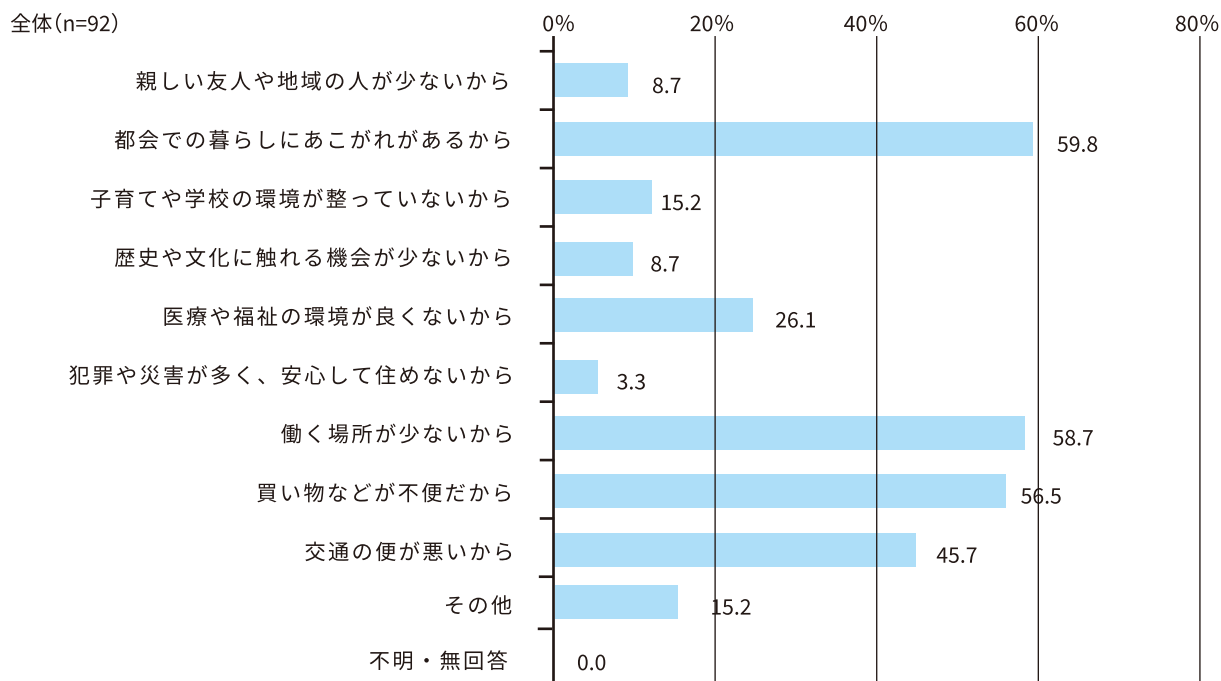
エ.問ウで「ずっと石川町に住み続けたい (将来、石川町に住みたい)」「一度は石川町外に住んでみたいが、いつかは石川町に戻ってきたい」と回答した理由は何ですか

「家族や地域の人、友人などがいるから」が69.7%と最も高く、次いで「生まれ育ったまちだから」が69.2%、「自然環境や景観が良いから」が43.1%となりました。



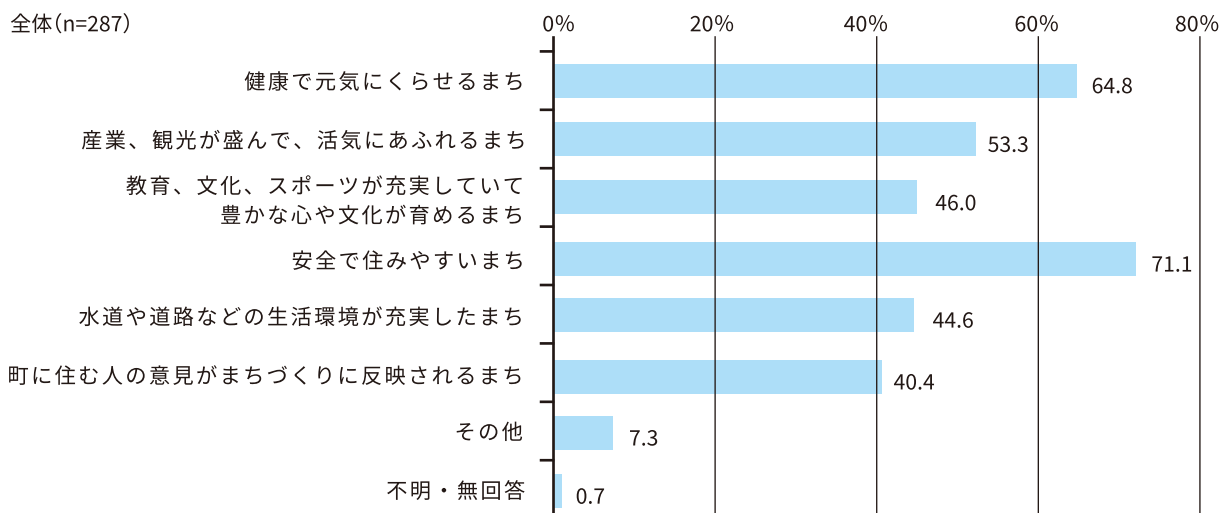
オ.問ウで「石川町以外に住みたい（石川町には戻って来たくない）」と回答した理由は何か

「都会での暮らしにあこがれがあるから」が59.8%と最も高く、次いで「働く場所が少ないから」が58.7%、「買い物などが不便だから」が56.5%となりました。



カ.石川町は将来、どのようなまちであってほしいと思いますか

「安全で住みやすいまち」が71.1%と最も高く、次いで「健康で元気にさせるまち」が64.8%、「産業、観光が盛んで、活気にあふれるまち」が53.3%となりました。





石川町第6次総合計画 後期基本計画

— いしかわ幸せ共創プラン —

発行者：福島県石川町

編集者：福島県石川町企画商工課

〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保185番地の4

TEL 0247-26-2111(代表) FAX 0247-26-0360

URL <https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/>

発行日：令和6(2024)年3月



石川町公式
WEBサイト

※いかなる形式においても無断で本計画書の全部、または一部を複製し、使用することを固く禁じます。

